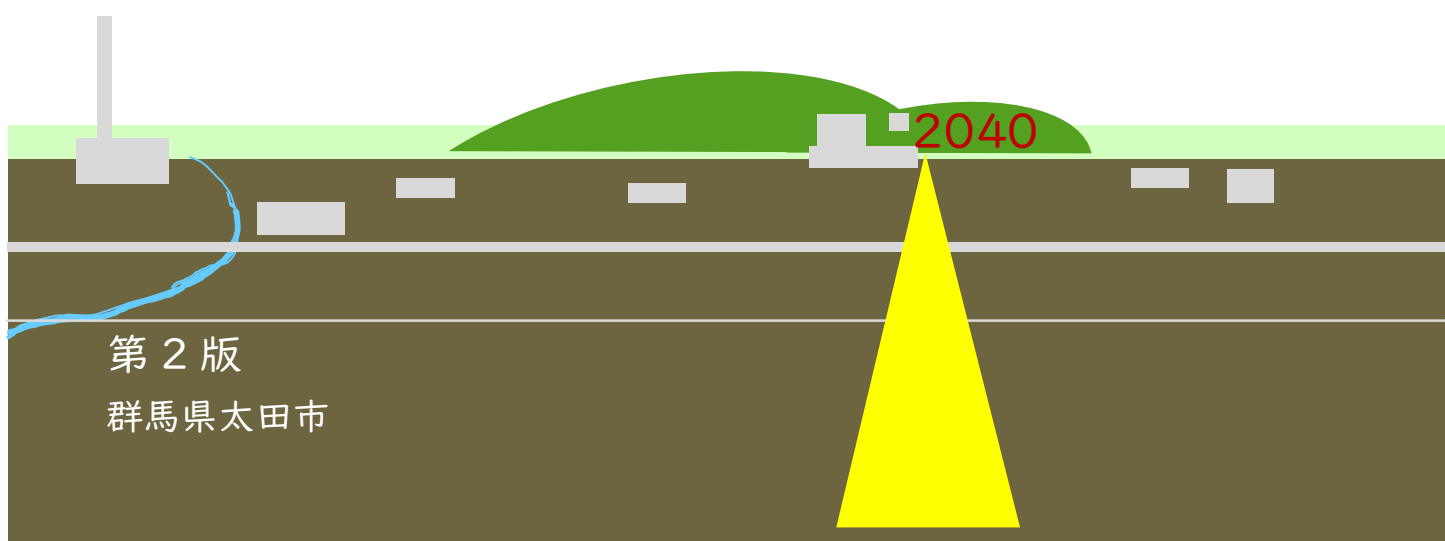


太田市公共施設等総合管理計画

—将来を見据えた公共施設整備の方針—



第2版
群馬県太田市

はじめに

本市ではこれまで、市民の目線に立ち、サービスの向上と都市機能の充実を図るため、小・中学校や保育園、公営住宅や行政センターなど様々な公共施設や道路・下水道施設等のインフラ施設の整備を進めてきました。しかし、建設から相当の年数を経過する施設が多くなり、今後は、大規模な改修や更新が必要となるばかりでなく、これらが同時期に集中することが見込まれています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、平成27年の日本の総人口は1億2,709万人、令和35年には1億人を割って9,924万人となり、令和47年には8,808万人になるものと推計されています。

本市においても、人口減少、少子高齢化など社会情勢の変化に伴い、公共施設等を取り巻く環境も大きく変化しつつあることから、将来を見据えた公共施設等のあり方について、様々な検討が必要な時期になっています。そこで、平成25年度より、本市の公共施設の総量や状況、経費などについて、その概要を「太田市の公共施設の現状」として公表し、継続して見直しを行っています。

今後、人口減少に伴う歳入への影響や少子高齢化に伴う社会保障費の増加が見込まれる中、多くの公共施設等の老朽化に直面する本市は、限られた経営資源を有効に活用するため、長寿命化対策や統廃合による更新費用等の抑制のほか、事務事業の効率化による固定費の削減や余剰資産の活用による収益性の向上など、あらゆる可能性を模索し、総合力で取組みを進める必要があります。

公共施設やインフラ施設は、市民の皆様の暮らしを支え、豊かにするための貴重な財産です。価値ある財産を次の世代へ引き継ぐため、これからの公共施設等のあり方を一緒に考えましょう。

令和5年3月

太田市長

清水聖義

目次

第1章 計画の概要	1
1.1 背景・目的	1
1.2 計画の位置づけ	1
1.3 計画期間	2
1.4 対象施設	2
第2章 公共施設等の現状と将来の見通し	4
2.1 公共施設等の現状と将来の見通し	4
2.1.1 公共施設	4
2.1.2 インフラ施設	9
2.1.3 有形固定資産減価償却率	11
2.1.4 コスト情報	12
2.2 人口の現状と将来の見通し	13
2.3 財政の現状と将来の見通し	14
2.3.1 歳入	14
2.3.2 歳出	15
第3章 公共施設等に係る中長期的な費用の見込み	16
3.1 改修・更新等の費用の見込み	16
3.1.1 試算条件	16
3.1.2 試算結果	20
3.2 維持管理・更新等の費用の見込み	24
3.3 充当可能な財源の見込み	25
3.3.1 試算条件	25
3.3.2 試算結果	26
第4章 計画的な管理に関する基本的な方針	29
4.1 現状や課題に関する基本認識	29

4.1.1 公共施設等の老朽化に関する課題.....	29
4.1.2 人口減少・少子高齢化に関する課題.....	29
4.1.3 財政状況に関する課題.....	29
4.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	30
4.2.1 公共施設等マネジメントの理念.....	30
4.2.2 基本目標.....	30
4.2.3 基本方針.....	31
4.2.4 実施方針.....	32
4.2.5 過去に行った対策の実績.....	39
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	41
5.1 公共施設の管理に関する基本的な方針.....	41
5.1.1 学校教育系施設.....	41
5.1.2 公営住宅.....	41
5.1.3 その他公共施設.....	41
5.2 インフラ施設の管理に関する基本的な方針.....	41
5.2.1 道路.....	41
5.2.2 橋りょう.....	41
5.2.3 下水道.....	42
第6章 公共施設等総合管理計画の推進方針.....	44
6.1 推進体制の構築.....	44
6.2 情報管理・共有の方針.....	45
6.2.1 庁内.....	45
6.2.2 市民及び議会.....	45
6.3 フォローアップの実施方針.....	46
6.4 太田市マネジメントシステム.....	46

第1章 計画の概要

1.1 背景・目的

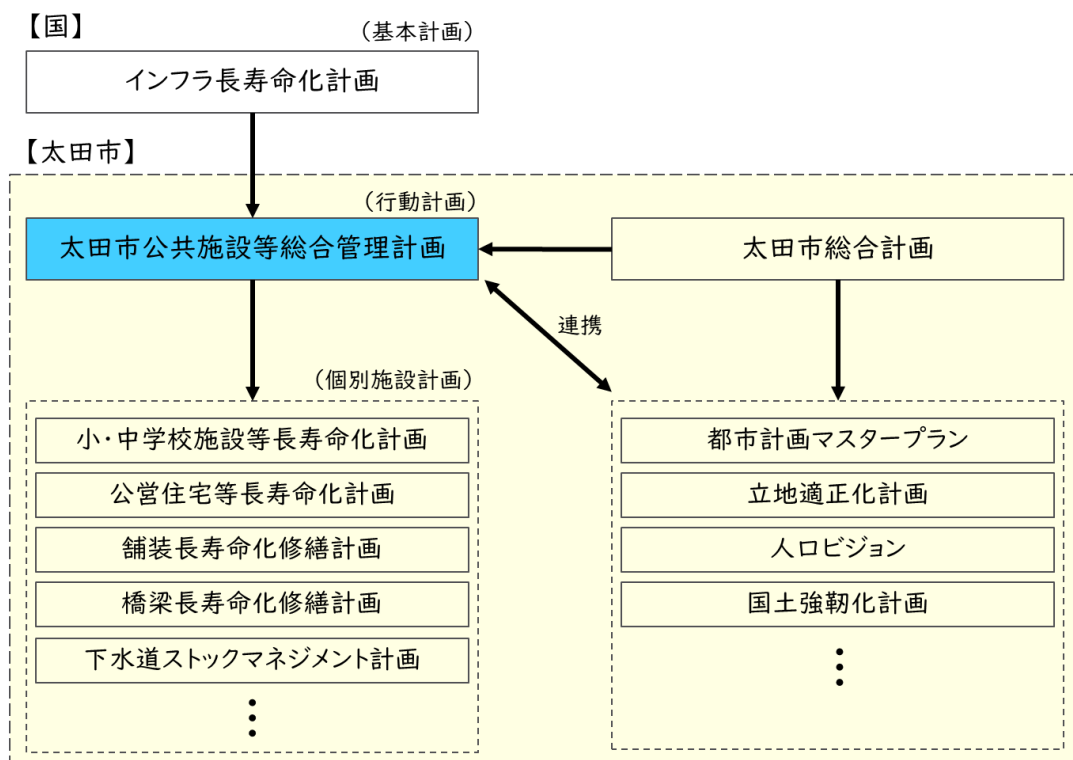
本市では、高度経済成長期以後、人口の増加と市民ニーズにあわせ、小・中学校、保育園、公営住宅、行政センターなどの様々な公共施設及び道路・下水道施設等のインフラ施設の整備を進めてきました。

しかしながら、これらの公共施設等の多くで老朽化が進んでおり、今後はこれらの改修・更新等に多額の費用が必要になることが予想されます。一方で、財政面では、長期的な人口減少等による税収の伸び悩み、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加などが懸念されます。

そこで、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するため、本市の状況や公共施設等を取り巻く現況と課題を踏まえ、すべての公共施設等を対象に、長期的な視点をもって、長寿命化、総量縮減等に取り組み、財政負担を軽減することを目的として、平成28年6月公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、平成30年2月に総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」により、総合管理計画の不断の見直しと一層の充実等が求められたことを踏まえ、保有量の推移など基礎的数値のほか、充実に可能な財源の見込みや対策を実施した場合の効果額を追記するなど、計画の見直しを行いました。

1.2 計画の位置づけ



1.3 計画期間

本計画は、平成28年6月に策定し、太田市人口ビジョンの対象期間と同様に令和22年度までの25年間で計画期間としています。

計画の見直しに伴い、計画期間を令和5年度からとしますが、最終目標年度は変えずに、令和22年度までの18年間とします。

なお、個別施設計画や長寿命化計画は、個別に策定を行うものとし、上位の総合計画や関係する計画、社会情勢の変化などを踏まえて、定期的に見直しを図ることとします。

1.4 対象施設

本市が所有する全ての公共施設及びインフラ施設（公営企業を含む）を対象とします。

■図表1-1 対象施設一覧

区分	大分類	中分類	主な施設
公共施設	市民文化系施設	集会施設 文化施設	行政センター、藪塚本町中央公民館 市民会館、新田文化会館・総合体育館
	社会教育系施設	図書館 博物館等	中央図書館、新田図書館 美術館・図書館、金山ガイダンス施設
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設 レクリエーション施設・観光施設	運動公園、武道館 金山の森キャンプ場、ふれあい農園
	産業系施設	産業系施設	テクノプラザおおた、産業支援センター
	学校教育系施設	学校 その他教育施設	小学校、中学校、市立高校 学校教育センター
	子育て支援施設	幼児・児童施設 幼稚園・保育園・こども園	児童館、放課後児童クラブ 幼稚園
	保健・福祉施設	高齢福祉施設 障がい福祉施設 保健施設 その他社会福祉施設	老人福祉センター 地域活動支援センター 総合健康センター、保健センター 福祉会館
	医療施設	医療施設	高度救急医療支援センター
	行政系施設	庁舎等 消防施設 その他行政系施設	庁舎 消防署、消防団詰所 文化財事務所、防災倉庫
	公営住宅	公営住宅	市営住宅、再開発住宅
	公園	公園	公園（管理棟、屋外トイレ）
	供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、クリーンセンター
	その他	その他	斎場、駐輪場
	インフラ施設	道路（1級市道、2級市道、その他市道、自転車歩行者道）	
橋りょう			
下水道（コミュニティプラント、農業集落排水処理施設を含む）			
林道			

※上水道については、平成28年4月に広域水道企業団へ移行したことから、計画の対象外とします。

※スポーツ施設、公園は、建築物のみを対象とします。

1.5 SDGsとの関わり

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27年9月に国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を目指すための17のゴールと169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本計画の上位計画である太田市総合計画においても、「市民がいつまでも安心して暮らし続けられるまち」を目指し、様々な取組みを推進しています。

市民生活に密接に関わりがある公共施設等において、適切にマネジメントを行っていくことは、市民の安全・安心な暮らしの確保はもとより、持続可能なまちづくりにつながる非常に重要な取組みとなります。このことから、本計画についてもSDGsの達成につながるものとして位置づけ、計画の推進を図ります。



第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

2.1 公共施設等の現状と将来の見通し

2.1.1 公共施設

(1) 保有量

本市が保有する公共施設は、学校や公営住宅、図書館、行政センターなど、令和3年3月31日時点で531施設、863,255㎡となっています。

■図表2-1 公共施設保有状況一覧

大分類	中分類	平成26年度		令和2年度		増減	
		施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	33	14,132	52	42,743	19	28,611
	文化施設	4	18,131	6	28,891	2	10,760
社会教育系施設	図書館	2	8,772	4	6,188	2	△2,584
	博物館等	21	12,872	17	9,434	△4	△3,438
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	24,045	22	31,821	0	7,776
	レクリエーション施設・観光施設	5	3,653	17	1,924	12	△1,729
産業系施設	産業系施設	13	24,406	32	24,702	19	296
学校教育系施設	学校	46	334,009	44	335,465	△2	1,456
	その他教育施設	1	837	2	3,653	1	2,816
子育て支援施設	幼児・児童施設	38	10,240	42	11,016	4	776
	幼稚園・保育園・こども園	5	6,025	4	5,287	△1	△738
保健・福祉施設	高齢福祉施設	12	14,999	10	13,014	△2	△1,985
	障がい福祉施設	9	4,574	8	4,606	△1	32
	保健施設	6	11,926	5	10,473	△1	△1,453
	その他社会福祉施設	1	1,855	3	1,800	2	△55
医療施設	医療施設	1	16,540	1	16,540	0	0
行政系施設	庁舎等	18	70,550	7	45,696	△11	△24,854
	消防施設	38	20,133	38	20,245	0	112
	その他行政系施設	10	4,210	18	5,447	8	1,237
公営住宅	公営住宅	37	218,785	36	212,567	△1	△6,218
公園	公園	136	2,914	131	2,945	△5	31
供給処理施設	供給処理施設	5	20,190	5	17,215	0	△2,975
その他	その他	61	15,410	27	11,585	△34	△3,825
合計		524	859,208	531	863,255	7	4,047

※総務省監修「公共施設更新費用試算ソフト」に基づく分類

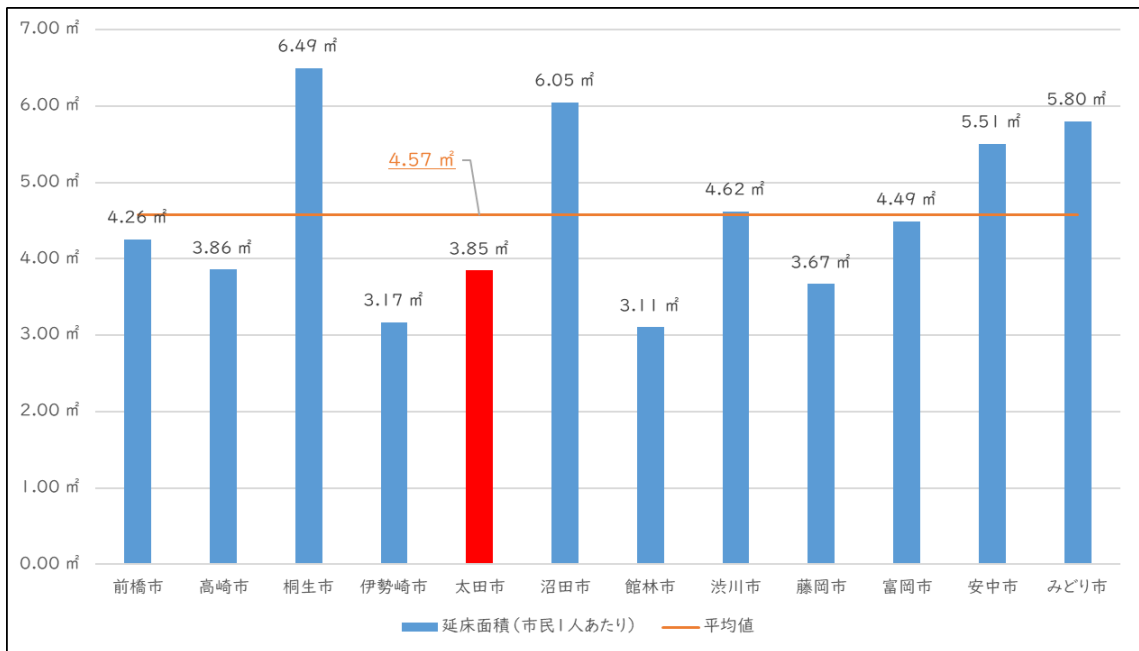
※端数処理の都合上、合計は一致しません。

※施設数の増減には、新設、用途廃止によるもののほか、分類の見直しによる増減が含まれます。

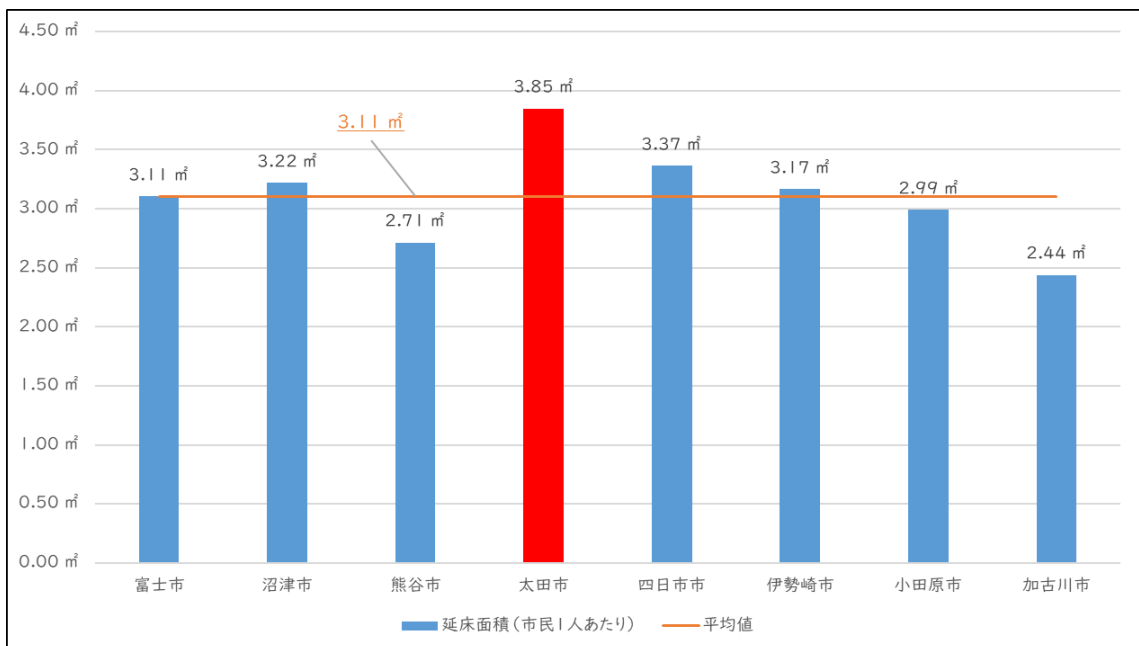
(2) 市民1人あたりの保有量

令和2年度末時点の本市の市民1人あたりの保有量(3.85㎡/人)について、県内他市及び類似団体¹と比較した結果を図表2-2及び図表2-3に示します。県内12市平均(4.57㎡/人)と比較すると、本市は比較的少ない水準にあります。一方で、人口規模及び人口密度が同程度の類似団体平均(3.11㎡/人)と比較すると、本市は高い水準にあることが分かります。

■ 図表2-2 市民1人あたりの保有量の比較(県内12市)



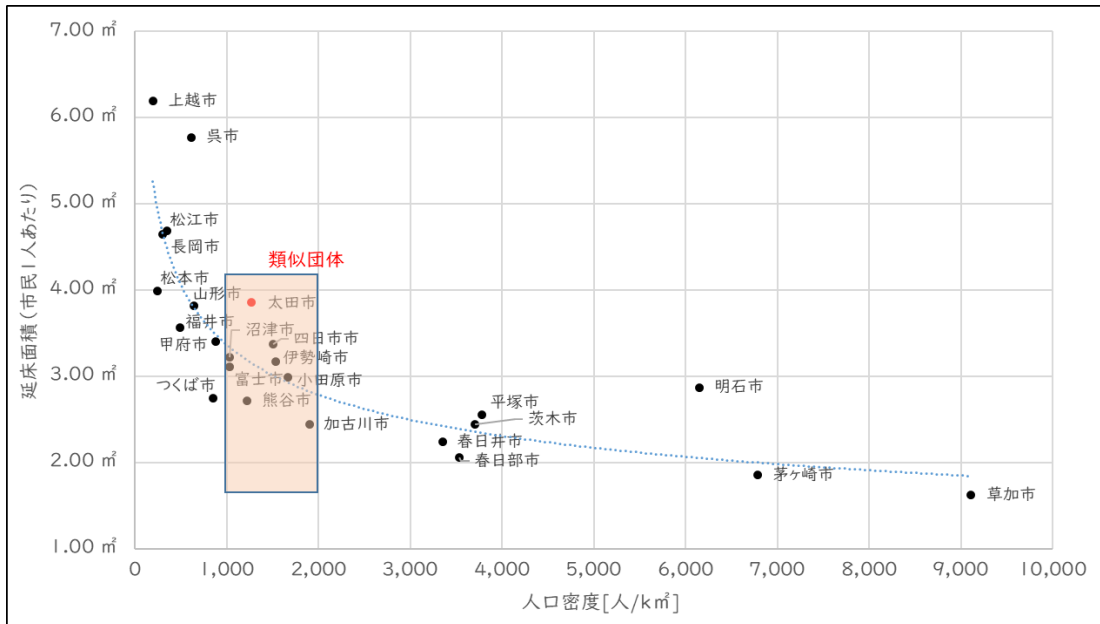
■ 図表2-3 市民1人あたりの保有量の比較(類似団体)



¹ 出典:総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容を取りまとめた一覧表」

○類似団体の定義

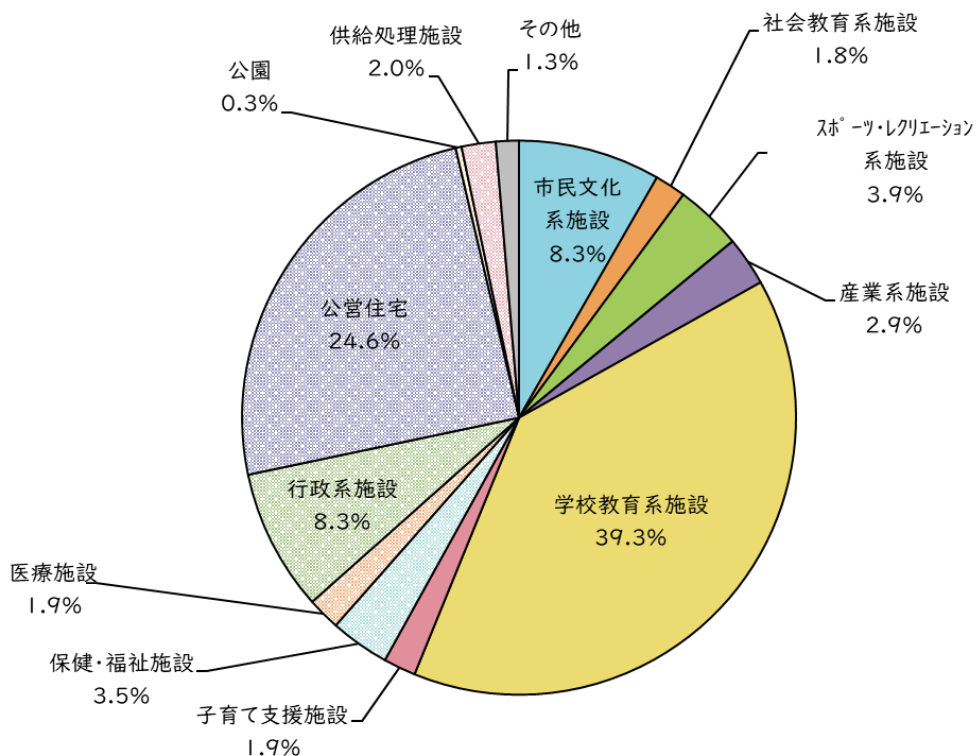
人口規模が概ね20~30万人の施行時特例市及び中核市のうち、人口密度が同程度の7市を類似団体と定義し、比較を行っています。



(3) 分類別保有量

分類別に見ると、学校教育系施設が一番多く39.3%、次に公営住宅の24.6%、行政系施設、市民文化系施設が8.3%となっています。

■図表2-4 分類別保有量の割合

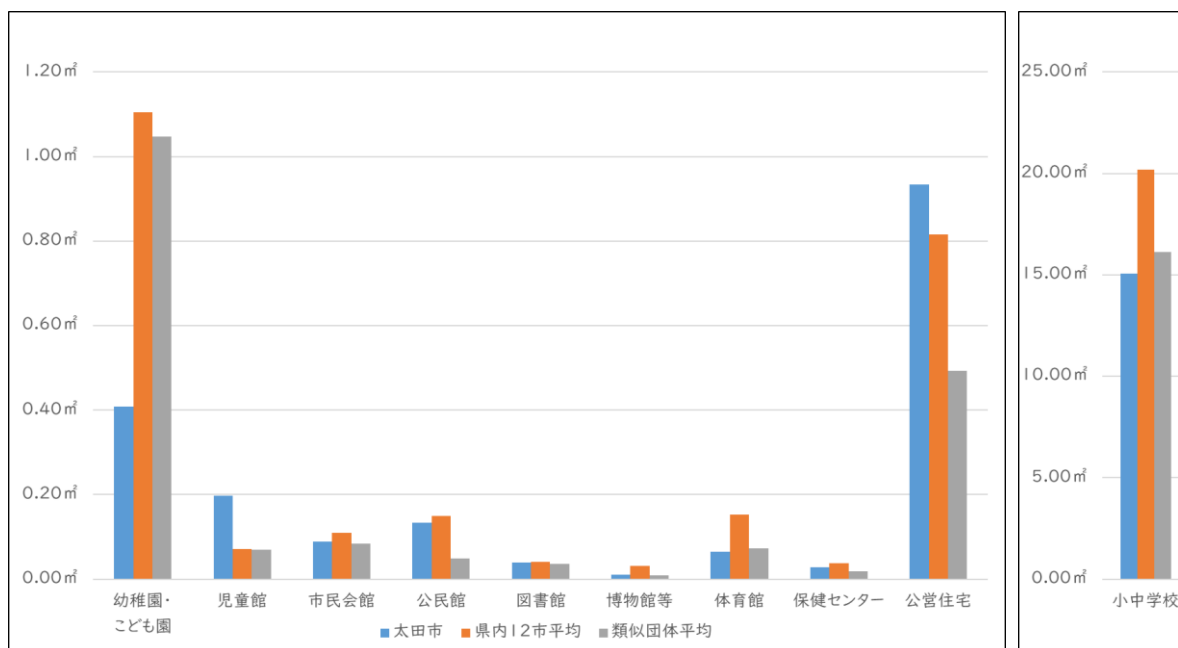


(4) 対象人口1人あたりの分類別保有量

本市の対象人口1人あたり²の分類別保有量を県内他市及び類似団体の平均値³と比較した結果を図表2-5に示します。

幼稚園・こども園については、市民サービス向上のため、民営化を進めてきた経緯により、他団体と比較して少ない水準にあります。一方で、児童館や公営住宅については、他団体と比較して多い水準にあり、特に公営住宅については、人口規模が同程度の類似団体と比較して顕著な差が見られます。なお、体育館については、新体育館建設により増えることが見込まれています。

■ 図表2-5 対象人口1人あたりの分類別保有量の比較



(5) 築年度別整備状況

図表2-6に築年度別用途別の延床面積を示します。高度経済成長期以降、各地域で開発が進み、特に昭和53年頃から平成2年頃にかけて、公営住宅や学校教育系施設を中心に、多くの施設整備を行ったため、延床面積が急増しています。平成10年3月には太田市役所の本庁舎が完成し、近年では、学校の耐震化に伴う建替えや市民会館、美術館・図書館の建設により、面積が増加しています。

令和2年度末時点における建築からの経過年数を見ると、約半数の施設(面積)が31年以上経過しており、老朽化が進行していることが分かります。特に41~50年以下の面積は、平成26年度と比較すると9.7%増加しており、今後、これら施設の大規模な改修や更新の時期が訪れることが見込まれます。

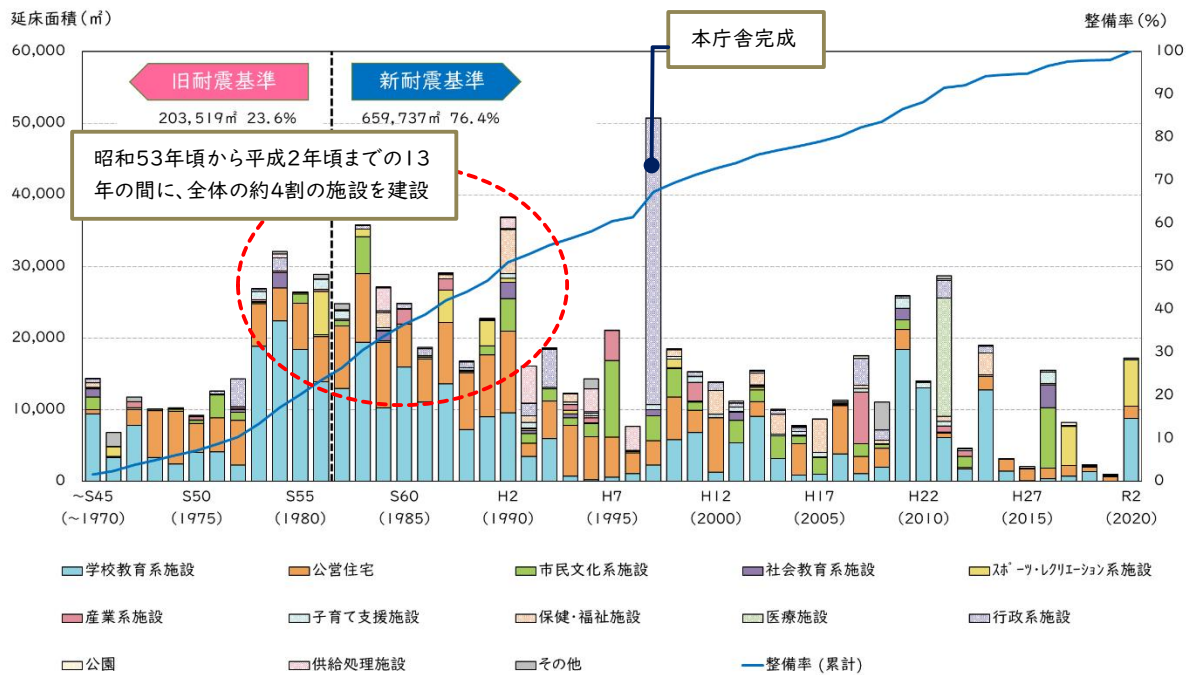
² 幼稚園・こども園:0~4歳、児童館:0~9歳、小中学校:5~14歳、その他分類:全年齢

³ 出典:総務省「公共施設状況調経年比較表」、総務省統計局「統計でみる都道府県・市区町村のすがた」

また、破線は昭和56年6月以前の耐震基準とそれ以降の新基準の境界を示しています。旧耐震基準のうち、耐震性が確保されていない施設については、安全性の確保が必要です。

■ 図表2-6 築年度別用途別延床面積

※昭和45年より前に建築された建物は昭和45年に集約しています。



■ 図表2-7 経過年数別延床面積

経過年数	面積 (㎡)		比率 (%)		
	平成26年度	令和2年度	平成26年度	令和2年度	増減
10年以下	153,000	115,776	17.8	13.4	△4.4
11~20年以下	180,609	132,738	21.0	15.4	△5.6
21~30年以下	232,428	211,385	27.1	24.5	△2.6
31~40年以下	233,156	255,171	27.1	29.6	2.5
41~50年以下	53,732	137,901	6.3	16.0	9.7
51年以上 ※	6,282	10,285	0.7	1.2	0.5

※整備年度不明分を含む

2.1.2 インフラ施設

(1) 保有量

道路、橋りょう及び下水道のインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える基盤として、また、日常の交通機能とともに、防災の重要な役割も担っており、計画的に整備を行ってきました。本市が保有するインフラ施設は以下のとおりです。

■図表2-8 インフラ施設保有状況一覧

区分		平成26年度	令和2年度	増減	
一般道路	実延長 (m)	1級(幹線)市道※	145,634	143,760	△1,874
		2級(幹線)市道※	158,236	157,467	△769
		その他の市道	2,259,446	2,258,680	△766
		合計	2,563,316	2,559,907	△3,409
	道路面積 (㎡)	1級(幹線)市道	1,380,574	1,385,356	4,782
		2級(幹線)市道	1,161,021	1,167,902	6,881
		その他の市道	10,834,349	11,001,198	166,849
		合計	13,375,944	13,554,456	178,512
		道路改良率(%)	63	64	1
自転車歩行者道	実延長(m)	21,805	22,229	424	
	道路面積(㎡)	71,022	72,358	1,336	
橋りょう	実延長(m)	5,474	5,652	178	
	数量(本)	793	792	△1	
林道(路線名:西野湯之入)	実延長(m)	313	313	0	
下水道	管総延長(m)	750,519	786,614	36,095	
	施設数(施設)	23	23	0	

※1級(幹線)市道:主要集落間(50戸以上)を連絡する道路など

※2級(幹線)市道:集落(25戸以上)相互を連絡する道路など

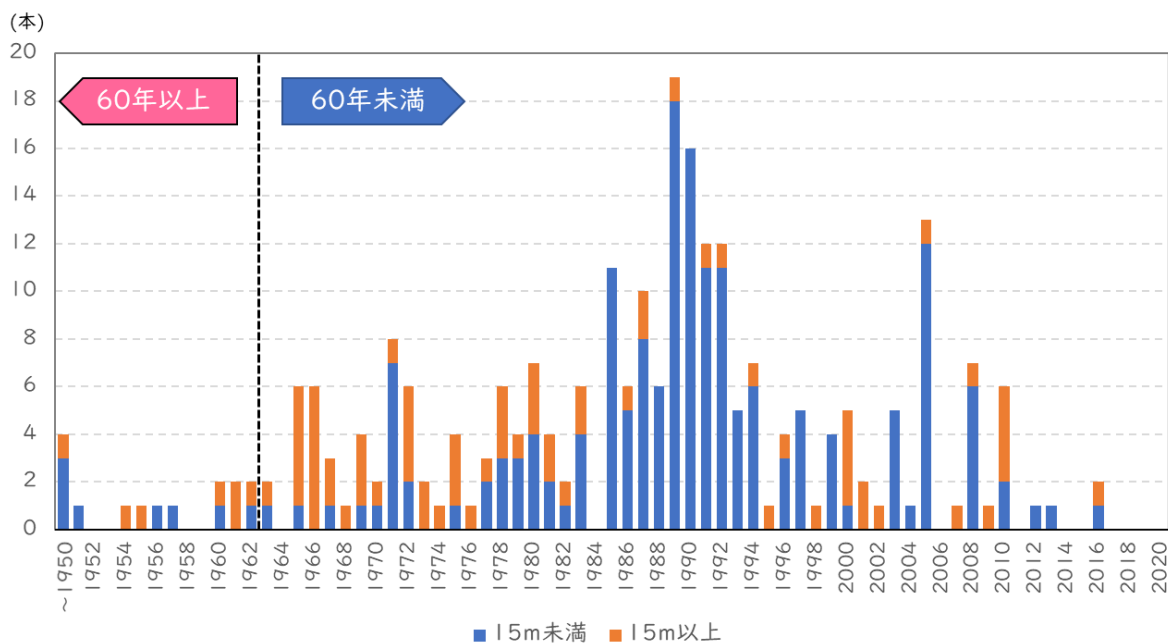
※一般道路、自転車歩行者道は当該年の4月1日時点の数量

※市町村道における道路改良率:県内平均 49.5% 全国平均 59.7% 道路統計年報2021

(2) 橋りょう年度別整備状況

橋りょうの年度別整備状況を見ると、現時点では標準的な耐用年数とされる60年を超える橋りょうは僅かですが、今後は右肩上がりに増加することが見込まれます。

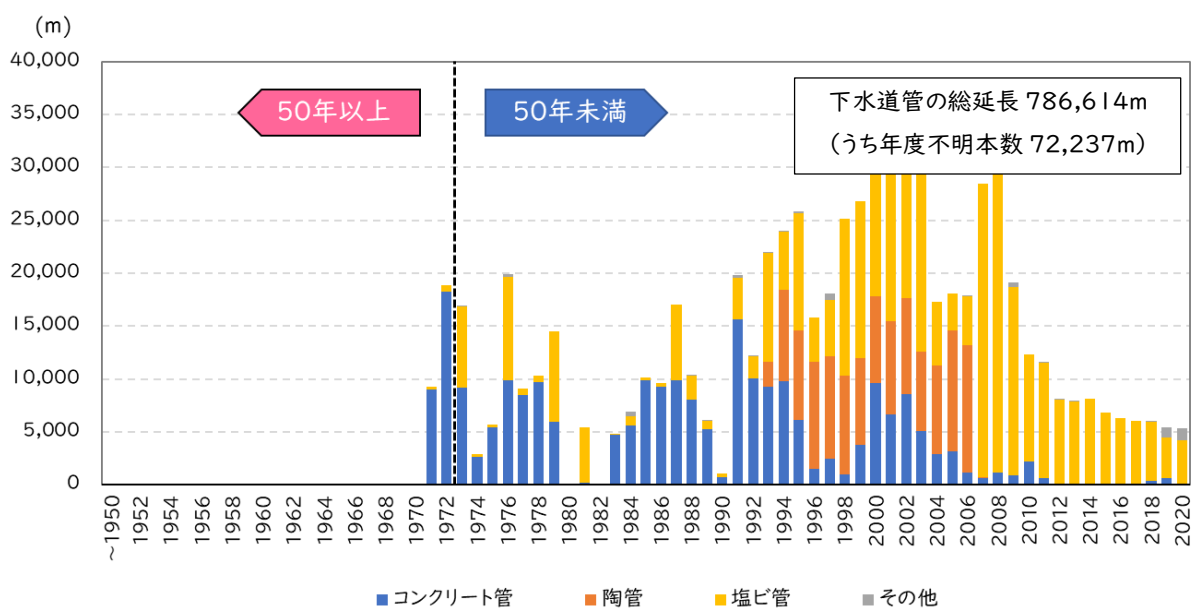
■ 図表2-9 橋りょう年度別整備本数



(3) 下水道管年度別整備状況

下水道管の年度別整備状況を見ると、現時点では標準的な耐用年数とされる50年を超える下水道管は僅かですが、今後は右肩上がりに増加することが見込まれます。

■ 図表2-10 下水道管整備年度別延長



2.1.3 有形固定資産減価償却率

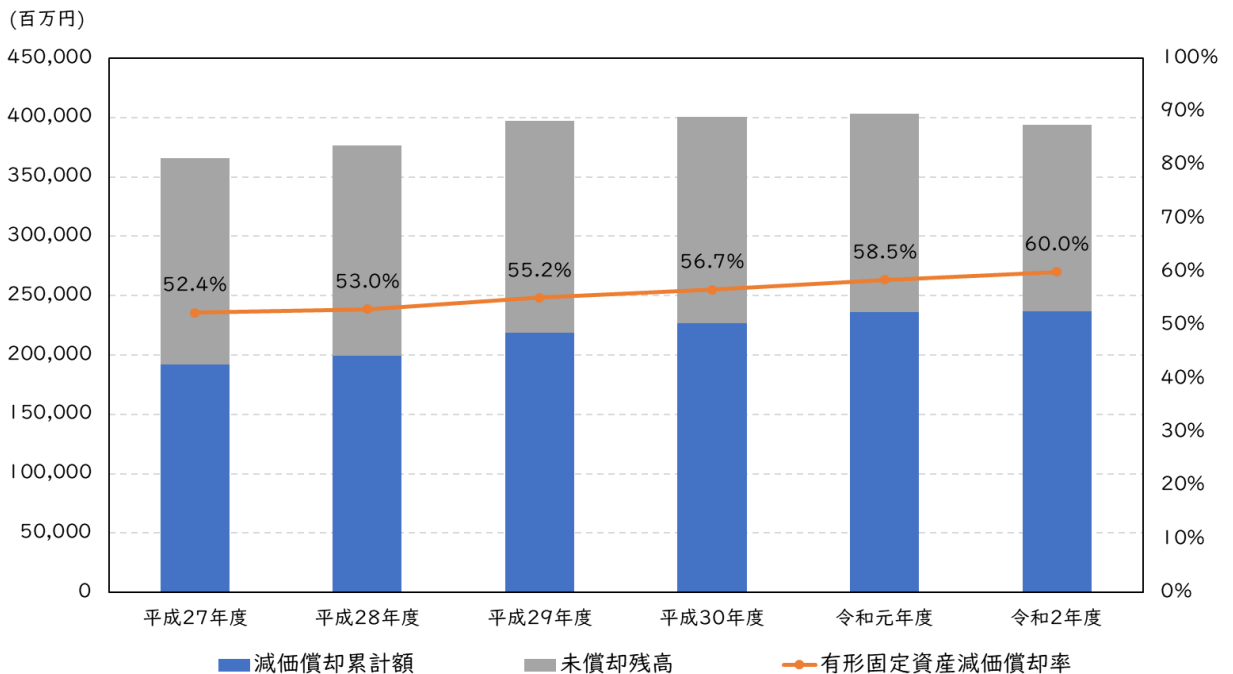
有形固定資産減価償却率⁴は、有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか、老朽化の大まかな傾向を把握することが可能となる指標です。

本市の有形固定資産減価償却率は図表2-11に示すとおりです。右肩上がりで見れば上昇傾向にあり、老朽化が進行していることが分かります。

■図表2-11 有形固定資産減価償却率の推移

(単位:百万円)

年度	減価償却累計額	有形固定資産 (償却資産)額	未償却残高	有形固定資産 減価償却率
平成27年度	191,819	365,980	174,160	52.4%
平成28年度	199,427	376,217	176,790	53.0%
平成29年度	218,949	397,004	178,055	55.2%
平成30年度	227,068	400,821	173,753	56.7%
令和元年度	235,903	403,246	167,343	58.5%
令和2年度	236,549	394,192	157,643	60.0%



⁴ 有形固定資産減価償却率:本指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

2.1.4 コスト情報

本市が所有する公共施設等の平成30年度～令和2年度における3箇年のコスト情報を図表2-12に示します。フルコストは、公共施設等における維持管理費⁵、事業運営費⁶及び減価償却費の合計額を示しており、ネットコストは、フルコストから利用者負担額を差し引いた実質的な財政負担額を意味しています。

全体でのネットコストは約153億円です。大分類別で見ると、学校教育系施設が30.4億円で最も大きく、次に保健・福祉施設の29.7億円が続きます。

■図表2-12 公共施設等の行政コスト計算書(3箇年平均) (単位:百万円)

大分類名	維持管理/ 事業運営費	減価 償却費	フル コスト	収入	ネット コスト
市民文化系施設	1,662	699	2,361	30	2,330
社会教育系施設	597	243	840	10	830
スポーツ・レクリエーション系施設	451	229	680	44	636
産業系施設	71	92	162	36	126
学校教育系施設	1,737	1,314	3,051	13	3,038
子育て支援施設	792	116	907	236	671
保健・福祉施設	2,903	181	3,085	113	2,972
医療施設		67	67		67
行政系施設	461	584	1,045	22	1,024
公営住宅	338	828	1,166	756	410
公園	409	25	434	64	370
供給処理施設	1,092	165	1,257	374	883
その他	99	40	139	48	91
下水道施設	947	1,964	2,911	1,038	1,873
合計	11,559	6,546	18,105	2,784	15,321

※端数処理の都合上、合計は一致しません。

⁵ 維持管理費:施設の維持管理に要する人件費、光熱水費、修繕費、施設管理に係る委託料など

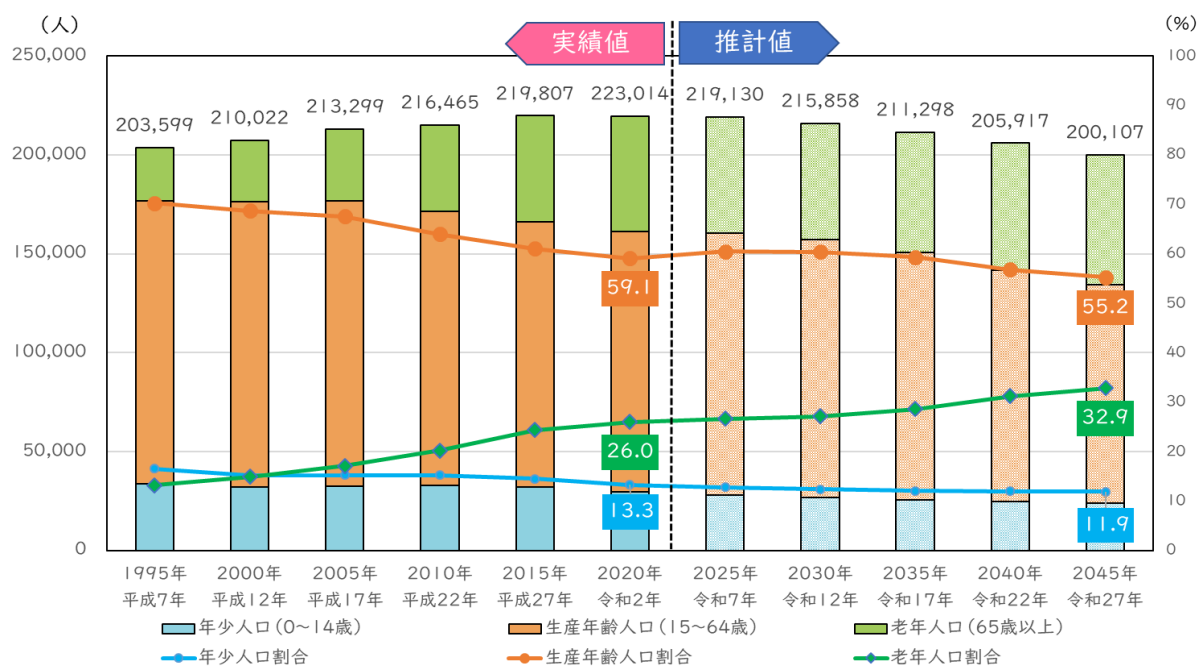
⁶ 事業運営費:施設で実施しているサービスや自主事業に要する人件費、委託料など

2.2 人口の現状と将来の見通し

本市の人口は、合併後の平成17年の213,299人から増え続け、令和2年には223,014人となっています。しかし、今後は人口減少化社会の影響を受け、令和22年には205,917人と緩やかに減少していくものと推計⁷されています。なお、太田市人口ビジョンでは、令和22年に人口20万人を確保することを目標とし、人口減少対策に取り組むこととしています。

年齢区別の人口構成を見ると、令和2年に26%だった65歳以上の割合は、25年後の令和27年には約33%と、概ね3人に1人が65歳以上となる見込みです。一方、15歳以上64歳以下の生産年齢人口の割合は、令和2年の59%から令和27年には55%、14歳以下の年少人口の割合は令和2年の13%から令和27年には12%と減少し、少子高齢化が進むと予測されています。

■図表2-13 年齢区別人口の推移⁸



⁷ 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所データを引用

⁸ 平成12年以前のデータは旧太田市、旧尾島町、旧新田町、旧藪塚本町の数値を合算したもの

2.3 財政の現状と将来の見通し

2.3.1 歳入

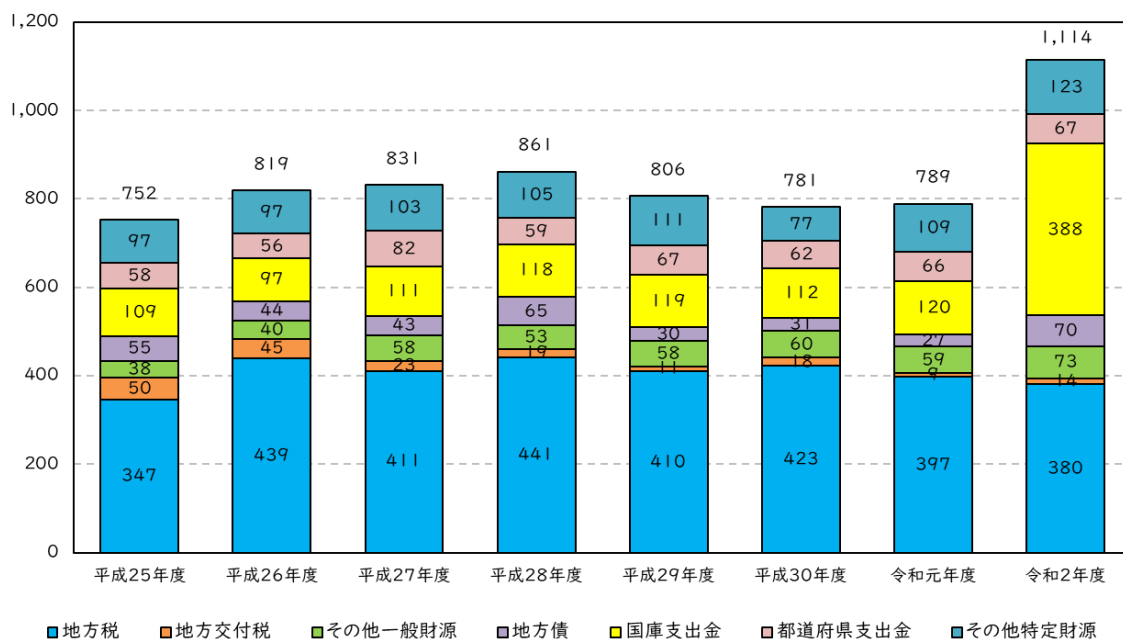
本市の歳入全般について、平成25年度～令和元年度にかけては800億円前後で推移しています。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金等により、大幅に増加しています。

歳入の内訳を見ると、主な自主財源である地方税（市税）収入は、概ね400億円程度で推移しています。また、国や県からの各種交付金や補助金などは、平成25年～令和元年度にかけては大きな変化はなく、同規模で推移しています。

今後は、労働力人口の減少や高齢化の進展などの社会情勢を考慮すると、市税を中心とした一般財源の大きな伸びを期待することは難しい状況です。

■ 図表 2-14 歳入の推移

(億円)



2.3.2 歳出

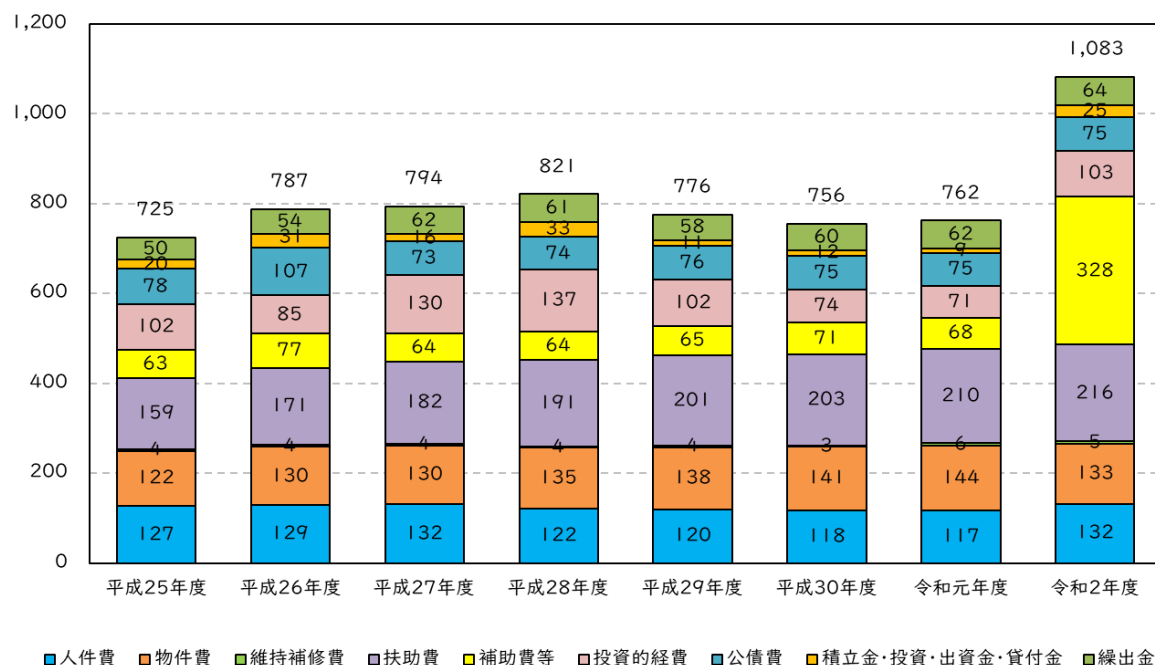
本市の歳出全般について、平成25年度～令和元年度にかけては700～800億円で推移しています。最も高い割合を占める扶助費は、近年200億円を超えており、一貫して増加傾向にあります。今後も少子高齢化や福祉政策の拡充に伴い、さらに増えていくことが見込まれます。

なお、道路や学校、公営住宅等に関する投資的経費も年度により増減はありますが、平均すると年間100億円規模を確保しています。

歳入同様、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、補助費等が大幅に増加しています。

■図表 2-15 歳出の推移

(億円)



第3章 公共施設等に係る中長期的な費用の見込み

3.1 改修・更新等の費用の見込み

公共施設等に要する中長期的な改修・更新等の費用の見込みとして、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合（以下、「従来型」とする。）と、個別施設計画に基づく長寿命化対策等を実施した場合（以下、「長寿命化型」とする。）を想定し、改修・更新等の費用の試算を行いました。

3.1.1 試算条件

(1) 試算期間

令和3年度～令和42年度（40年間）

(2) 試算対象

本計画で対象とする全ての公共施設及びインフラ施設

(3) 基本的な考え方

従来型： 現在保有している公共施設等を標準的な耐用年数において、同種同規模で単純更新すると仮定し、試算を行います。

長寿命化型： 個別施設計画に基づく長寿命化対策等を実施し、標準的な耐用年数を延伸して使用すると仮定し、試算を行います。

(4) 試算方法

■ 図表3-1 【従来型】試算方法

種別		試算方法
公共施設	学校施設	「太田市立小・中学校施設等の長寿命化計画」準拠 計画期間以降は、計画期間における平均額を計上
	その他施設	図表3-2に示す改修・更新周期に達した時点で延床面積に図表3-3の単価を乗じて算定
インフラ施設	道路	標準的な耐用年数（15年）で一律に更新するものとし、道路の総面積を耐用年数で除した1年あたりの更新面積に図表3-4に示す単価を乗じて算定
	橋りょう	標準的な耐用年数（60年）で更新するものとし、構造別面積に図表3-4に示す単価を乗じて算定
	下水道	「太田市下水道事業等経営戦略」準拠 新規整備については、所管課事業計画に基づき計上

■ 図表3-2 【従来型】改修・更新周期

構造	更新	大規模改修
鉄筋鉄骨コンクリート造/鉄筋コンクリート造/鉄骨造	法定耐用年数	更新周期の 1/2経過時
木造/コンクリートブロック造/軽量鉄骨造	40年	

■ 図表3-3 【従来型】改修・更新単価(公共施設)

大分類	改修単価	更新単価
市民文化系施設/社会教育系施設/ 産業系施設/医療施設/行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設/ 保健・福祉施設/供給処理施設/その他	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設/子育て支援施設/公園	17万円/㎡	33万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡

※総務省試算ソフトウェア準拠

■ 図表3-4 【従来型】改修・更新単価(インフラ施設)

区分		更新単価
道路	1級、2級(幹線)市道	4,700円/㎡
	その他の市道	
	自転車歩行者道	2,700円/㎡
橋りょう	鋼橋	500千円/㎡
	PC橋、RC橋、石橋、木橋その他	425千円/㎡

※総務省試算ソフトウェア準拠

■ 図表3-5 【長寿命化型】試算方法

種別	試算方法	
公共施設	学校施設	「太田市立小・中学校施設等の長寿命化計画」準拠 計画期間以降は、計画期間における平均額を計上
	公営住宅	「太田市公営住宅等長寿命化計画」準拠 令和12年度以降は、その他施設と同条件で試算 ※更新周期は長寿命化計画に基づき設定
	その他施設	図表3-6に示す改修・更新周期に達した時点で延床面積 に図表3-7の単価を乗じて算定
インフラ施設	道路	「太田市舗装長寿命化修繕計画」準拠 道路の新設・改良等は実績値の平均額を計上
	橋りょう	「太田市橋梁長寿命化修繕計画」準拠
	下水道	「太田市下水道事業等経営戦略」及び 「太田市下水道ストックマネジメント計画」準拠 新規整備は所管課事業計画に基づき計上

※個別施設計画等において、廃止の方針が示されている施設については、試算対象外

※一部事務組合の施設については、本市の負担割合に基づき費用を計上

■図表3-6 【長寿命化型】改修・更新周期

構造	大規模修繕	長寿命化改修	更新
鉄筋鉄骨コンクリート造	20年	35年	70年
鉄筋コンクリート造	55年		
鉄骨造			
木造	20年	35年	60年
コンクリートブロック造			
軽量鉄骨造	20年	—	40年
旧耐震基準かつ耐震性が認められないもの及び小規模建築物	—	—	法定耐用年数

※更新周期は「建築物の耐久計画に関する考え方（（社）日本建築学会）」を参考に設定

※大規模修繕・長寿命化改修周期は「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト（（財）建築保全センター）」を参考に設定

※更新期間は2年間、長寿命化改修・大規模修繕は5年間で実施するものとして算定

※試算開始時点で更新時期を迎えている施設は、今後5年間で更新を行うものとして算定

■図表3-7 【長寿命化型】改修・更新単価

部位	項目	単価(円/㎡)						
		簡易建物	小規模 事務庁舎	中規模 事務庁舎	大規模 事務庁舎	校舎	体育館	住宅
更新	更新	445,960	445,960	409,460	374,890	318,810	362,940	306,480
外構	長寿命化改修	270	270	1,210	200	330	0	2,870
	大規模修繕	270	270	120	170	330	0	630
屋根	長寿命化改修	2,950	2,950	1,700	620	4,740	8,950	2,930
	大規模修繕	1,190	1,190	790	300	780	1,360	410
外部	長寿命化改修	17,400	17,400	16,720	6,320	12,680	13,600	15,960
	大規模修繕	4,250	4,250	2,270	1,390	4,300	5,210	6,000
内部	長寿命化改修	28,120	32,860	33,440	32,290	33,660	24,930	34,330
	大規模修繕	2,450	3,310	3,400	2,980	4,750	3,790	6,870
電気 設備	長寿命化改修	25,140	45,130	42,720	42,330	24,010	15,660	15,230
	大規模修繕	1,860	8,110	9,250	10,070	4,860	5,010	1,710
機械 設備	長寿命化改修	24,380	60,570	55,630	66,600	31,500	13,600	46,100
	大規模修繕	3,500	14,380	19,950	17,350	10,330	3,370	6,920
外部 足場	設置・撤去	3,060	3,060	2,220	1,310	2,070	3,810	2,530
取壊	取壊	41,400	41,400	33,800	33,800	32,300	44,800	40,400

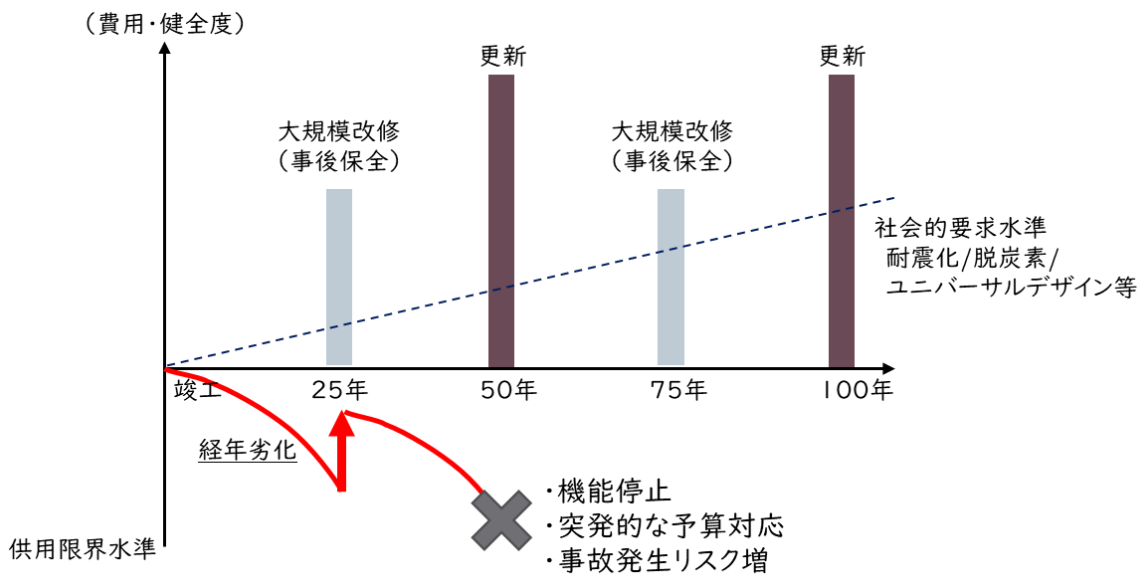
※「平成31年度版 建築物のライフサイクルコスト（（財）建築保全センター）」参考

長寿命化対策(予防保全)の考え方

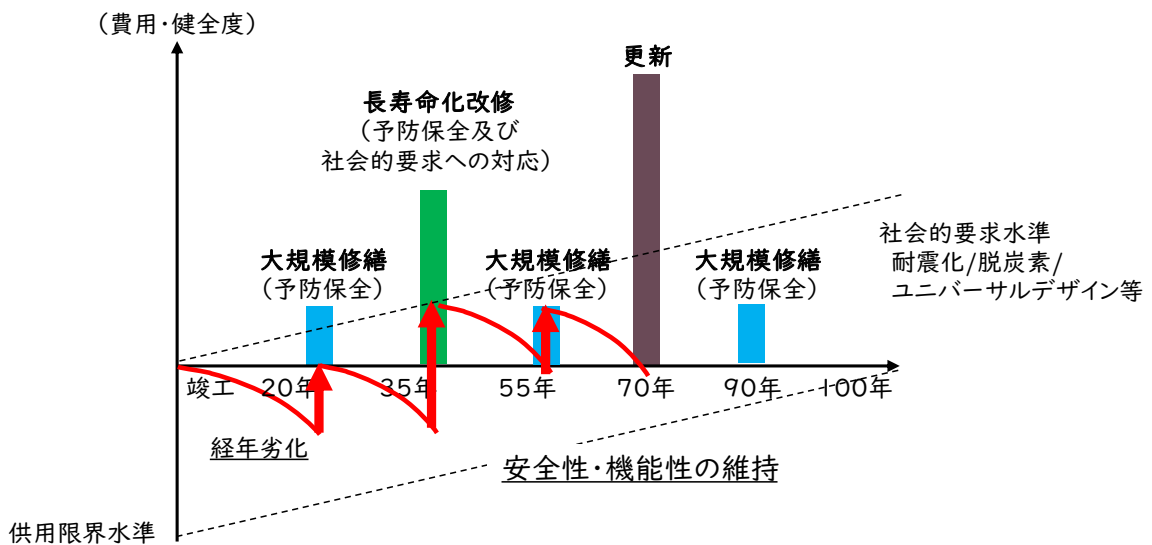
参考①

これまでの故障・不具合等が発生してから対応を図る事後的な管理から、法定点検や定期的な点検結果を踏まえ、故障等発生前あるいは故障等が軽微な段階で予防的に修繕を実施し、耐用年数を延伸する管理手法です。コストの縮減や建築物の更新等によって生じる廃棄物の抑制などの効果が見込まれます。

○事後保全型



○予防保全型



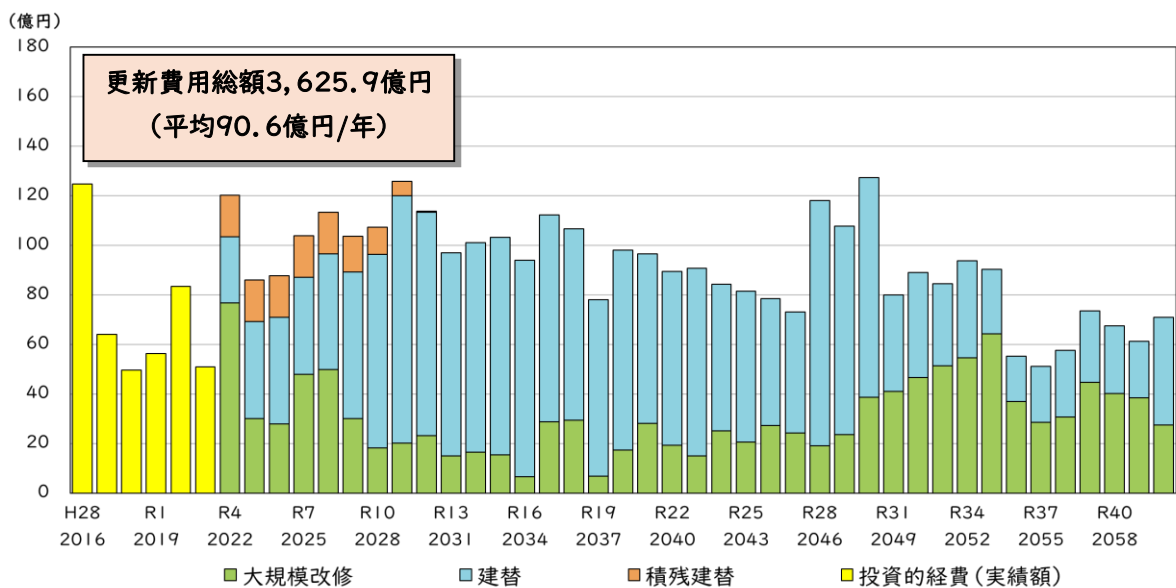
3.1.2 試算結果

(1) 公共施設

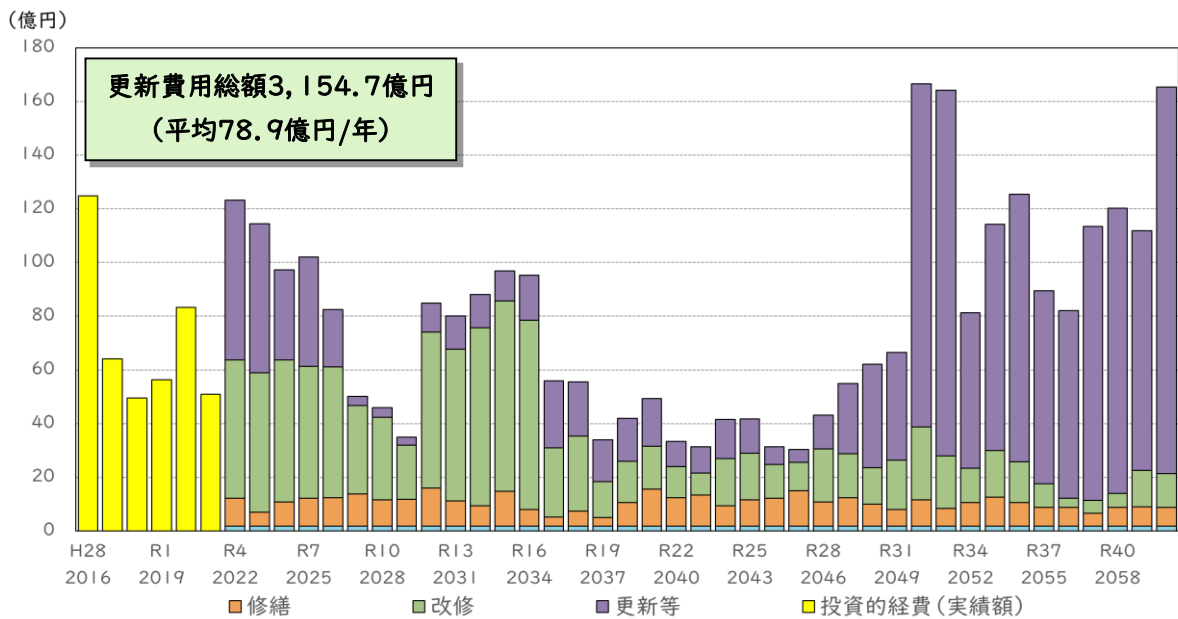
本市の公共施設を耐用年数で単純更新した場合、今後40年間で3,625.9億円（平均90.6億円/年）が必要になることが見込まれます。

一方で、長寿命化等の対策を実施した場合、今後40年間で3,154.7億円（平均78.9億円/年）となり、従来型と比較した場合、約470億円の縮減が見込まれます。ただし、令和32年度以降は更新需要が集中するため、地方債や基金を活用し、将来世代に負担を残さない平準化の取組みを検討する必要があります。

■図表 3-8 公共施設 試算結果（従来型）



■図表 3-9 公共施設 更新費用の推計（長寿命化型）

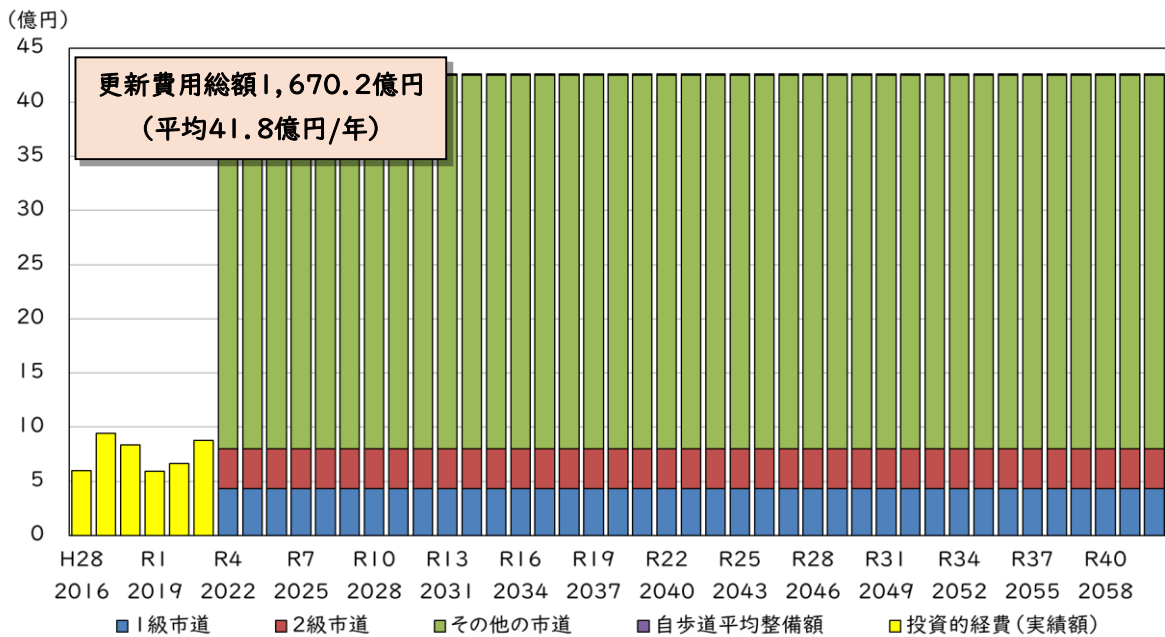


(2) 道路

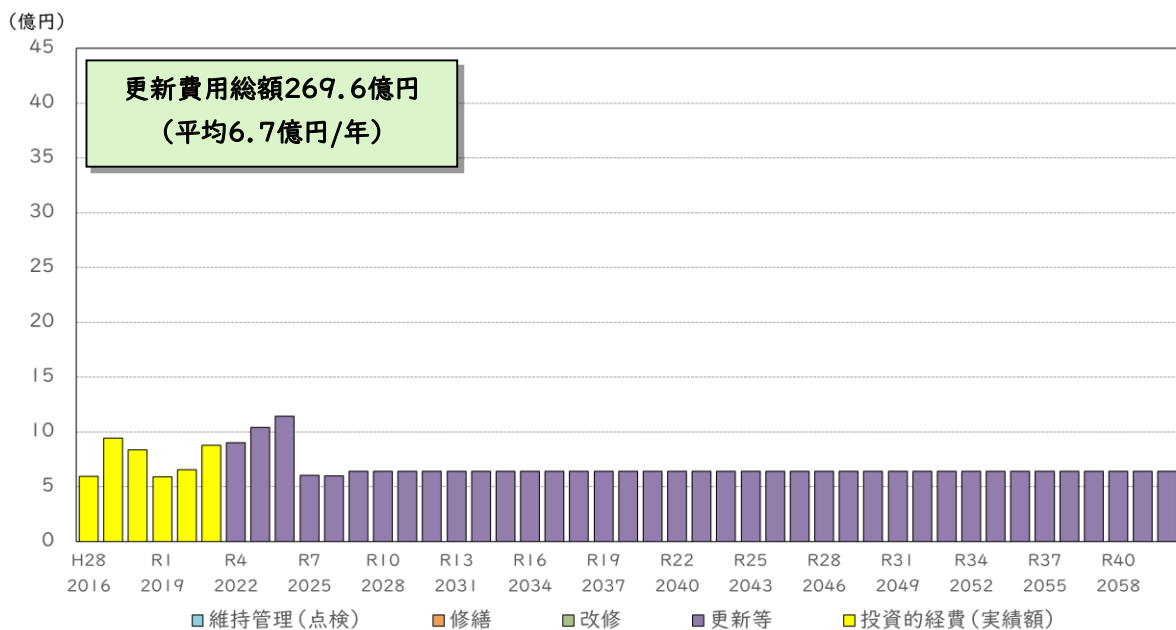
標準的な耐用年数(15年)により舗装の打替えを実施した場合、40年間で1,670.2億円(平均41.8億円/年)が見込まれています。

一方で、長寿命化計画に基づき、幹線道路を中心に計画的な維持管理を実施した場合、40年間で269.9億円(平均6.7億円/年)となり、約1,400億円の縮減効果が見込まれます。

■図表 3-10 道路 試算結果(従来型)



■図表 3-11 道路 試算結果(長寿命化型)

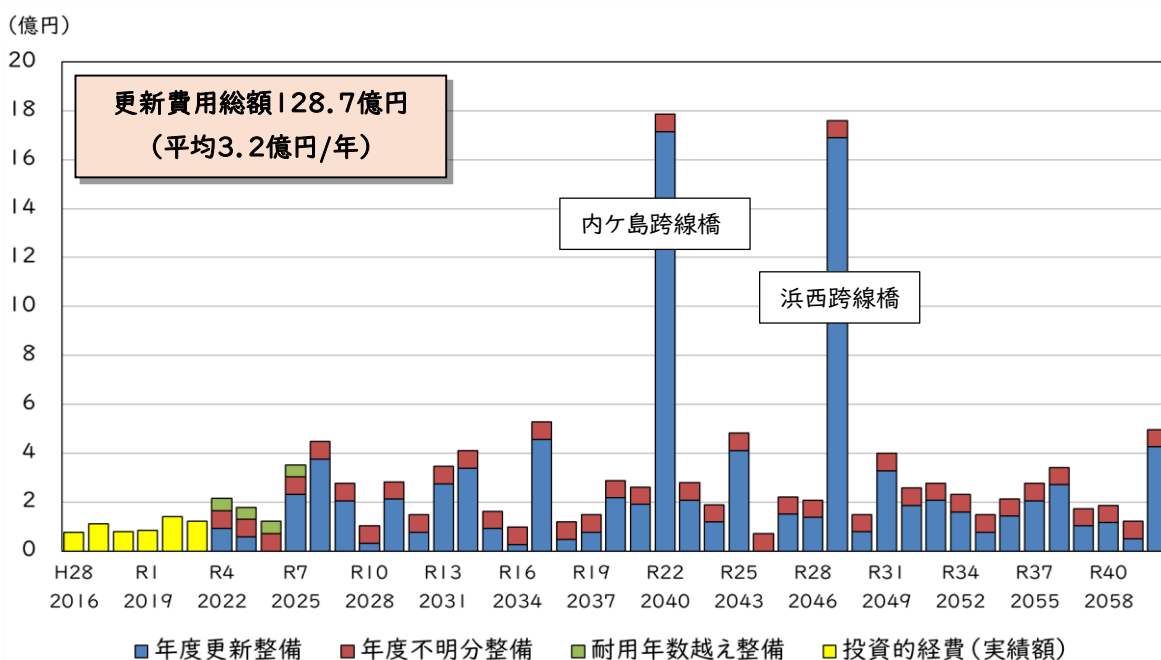


(3) 橋りょう

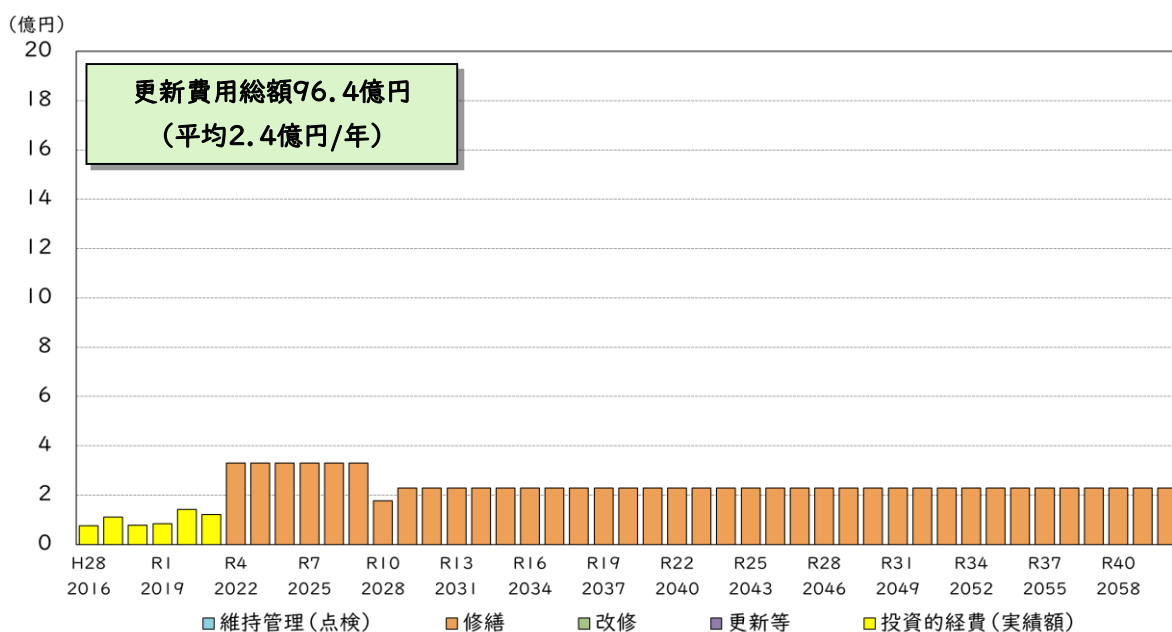
標準的な耐用年数により更新を実施した場合、40年間で128.7億円(平均3.2億円/年)が見込まれています。特に2箇所の跨線橋の更新時には、突出した更新費用が必要となります。

一方で、長寿命化計画に基づく計画的な維持管理を実施し、更新周期を延長した場合、40年間で96.4億円(平均2.4億円/年)となり、約32億円の縮減効果が見込まれます。

■ 図表 3-12 橋りょう 試算結果(従来型)



■ 図表 3-13 橋りょう 試算結果(長寿命化型)

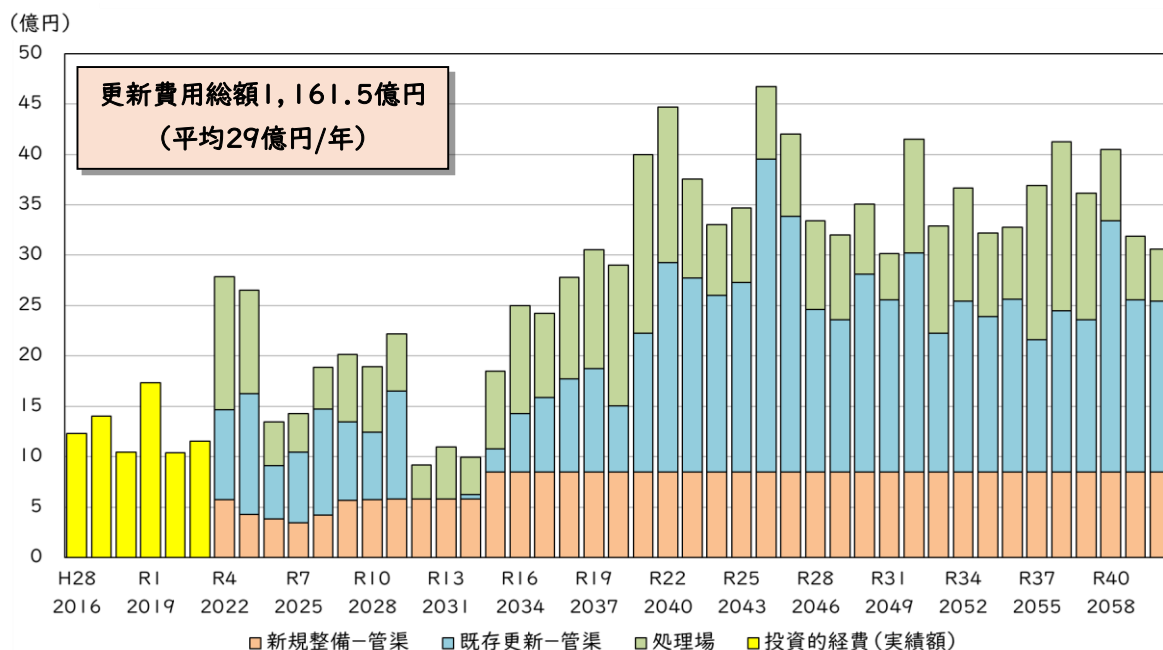


(4) 下水道

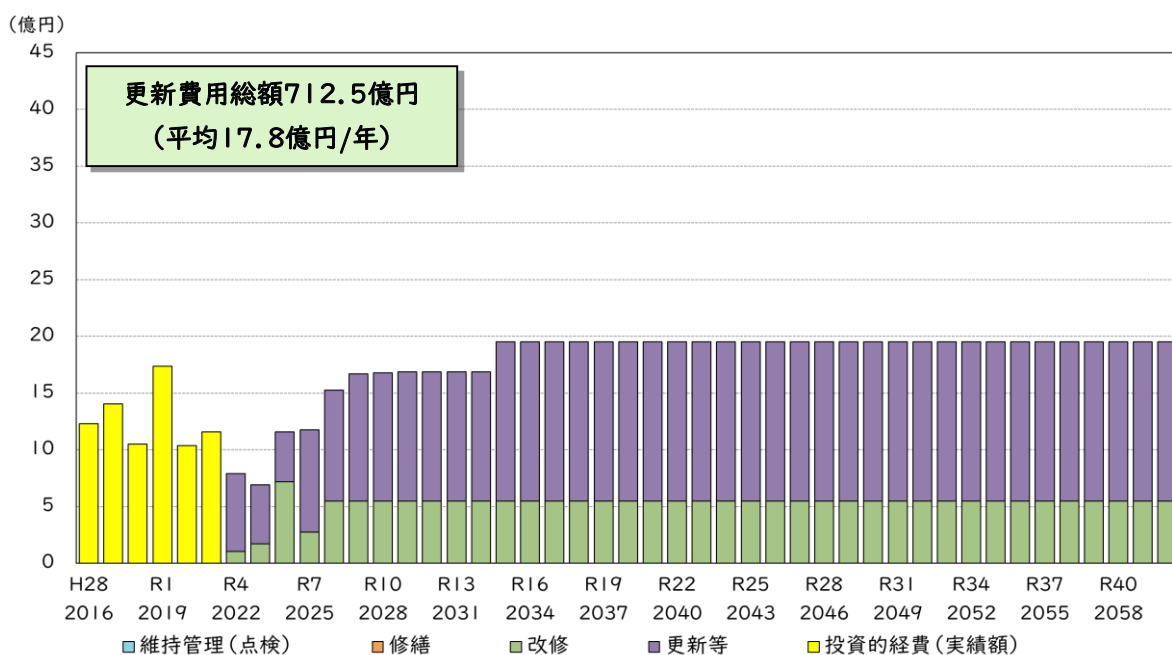
標準的な耐用年数で更新等を実施した場合、今後40年間で1,161.5億円(平均29億円/年)の費用を見込んでいます。

一方で、ストックマネジメント計画等に基づき点検・調査を実施するなど、予防保全型の維持管理を行うことにより、40年間で712.5億円(平均17.8億円/年)となり、約449億円の縮減効果が見込まれます。

■図表 3-14 下水道 試算結果(従来型)



■図表 3-15 下水道 試算結果(長寿命化型)



3.2 維持管理・更新等の費用の見込み

試算した改修・更新等の費用の見込みに維持補修等の経費を加えて、今後10年間（令和4年度～令和13年度）の公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の見込みと長寿命化対策等の効果額を試算しました。

今後10年間の費用の見込みは建築物の計が838億円、インフラ施設の計が272億円、合わせて1,111億円で、長寿命化対策等により約635億円の削減が見込まれます。

■図表 3-16 中長期的な維持管理・更新等に係る費用の見込み（10年間）（単位：百万円）

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源の 見込み	耐用年経過 時に単純更 新した場合 (⑤)	長寿命化 対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去3年平均)
普通 会 計	建築物 (a)	14,258	45,230	24,387	83,875	104,032	108,191	△24,317	6,585
	インフラ施設 (b)	5,173		7,491	12,664		47,397	△34,734	1,057
	計 (a+b)	19,431	45,230	31,878	96,538		155,589	△59,050	7,642
公 営 事 業 会 計	建築物 (c)	-	-	-	-	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	855	4,553	9,194	14,602		19,097	△4,495	1,395
	計 (c+d)	855	4,553	9,194	14,602		19,097	△4,495	1,395
建築物 計 (a+c)		14,258	45,230	24,387	83,875		108,191	△24,317	6,585
インフラ施設 計 (b+d)		6,028	4,553	16,684	27,265		61,449	△39,229	2,452
合計 (a+b+c+d)		20,286	49,783	41,071	111,140		169,640	△63,546	9,037

※建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの

※インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、護岸、治山、上水道、下水道及びそれらと一体となった建築物

※維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※更新等：老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

※財源の見込み：人口推計等に基づく公共施設等に充当可能な財源の見込み額

3.3 充当可能な財源の見込み

公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の試算結果を踏まえ、これらの費用に充当可能な財源の見込みを算出するため、普通会計⁹について平成29年度から令和2年度の決算額を基礎とし、今後40年間の歳入・歳出の推計¹⁰を行いました。

3.3.1 試算条件

(1) 歳入

項目	考え方
地方税	生産年齢人口の変化と連動させる
地方交付税	総人口の変化と連動させる
国庫支出金/ 県支出金	実績年度における普通建設事業費に対する区分ごとの国・県支出金割合を算出し、更新等費用の試算結果に乗じる
公債	実績年度における普通建設事業費に対する区分ごとの地方債割合を算出し、更新等費用の試算結果に乗じる
その他	実績年度の平均

(2) 歳出

項目	考え方
扶助費	年齢区分別の人口変化と連動させる
公債費	更新費用試算結果により増減した地方債残高に、実績年度における平均的な償還割合を乗じた金額とする
繰出金	(一部)年齢区分別の人口変化と連動させる
普通建設事業費	更新等費用の試算結果を反映させる
その他	実績年度の平均

(3) その他

項目	考え方
施設等関連費用に必要な額	実績年度における維持補修費の平均額に更新等費用の試算結果を加味した普通建設事業費を加算した額
施設等関連費用に充当可能な額	実績年度における維持補修費の平均額に更新等費用の試算結果を加味した普通建設事業費及び歳入歳出全体での収支差額(歳出超過の場合はマイナス)を加算した額
総量縮減率	施設等関連費用に必要な額をどの程度まで減らすと、充当可能な額と均衡するのかが示す指標。公共施設等の維持管理・更新等に必要額を段階的に減らし、充当可能な額と均衡する点を縮減率とする。

⁹ 普通会計とは、一般会計を中心とした会計のことで、地方公共団体の会計のうち公営事業会計を除く会計をいいます。公営事業会計には下水道事業等会計が含まれます。

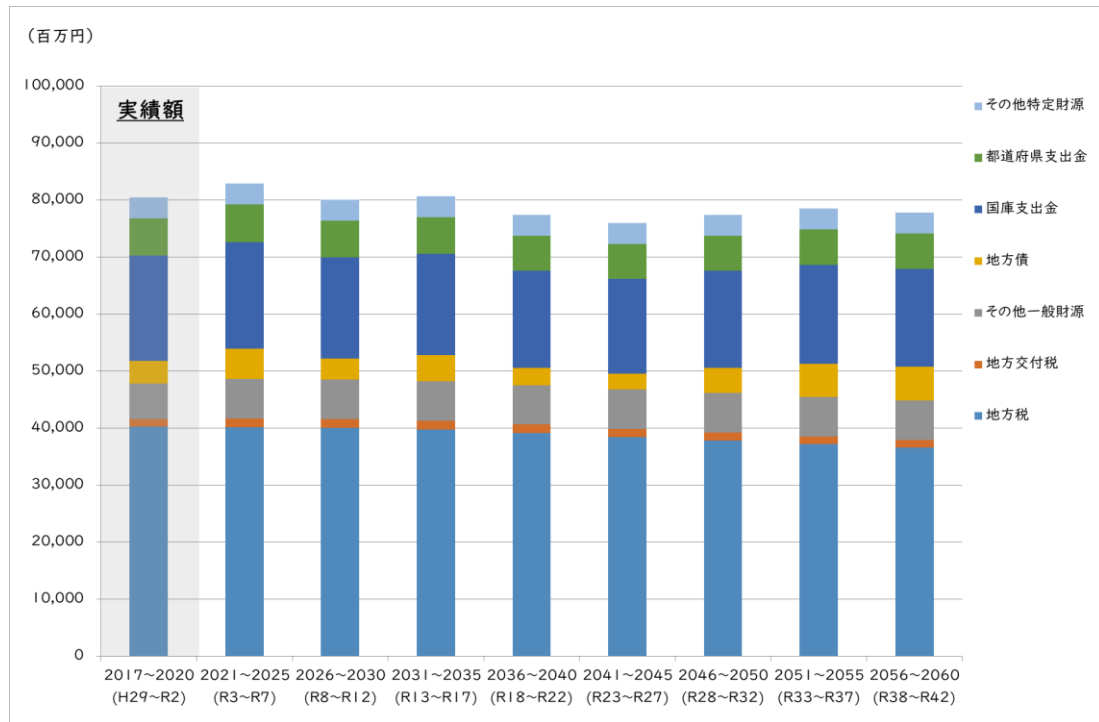
¹⁰ 本推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

3.3.2 試算結果

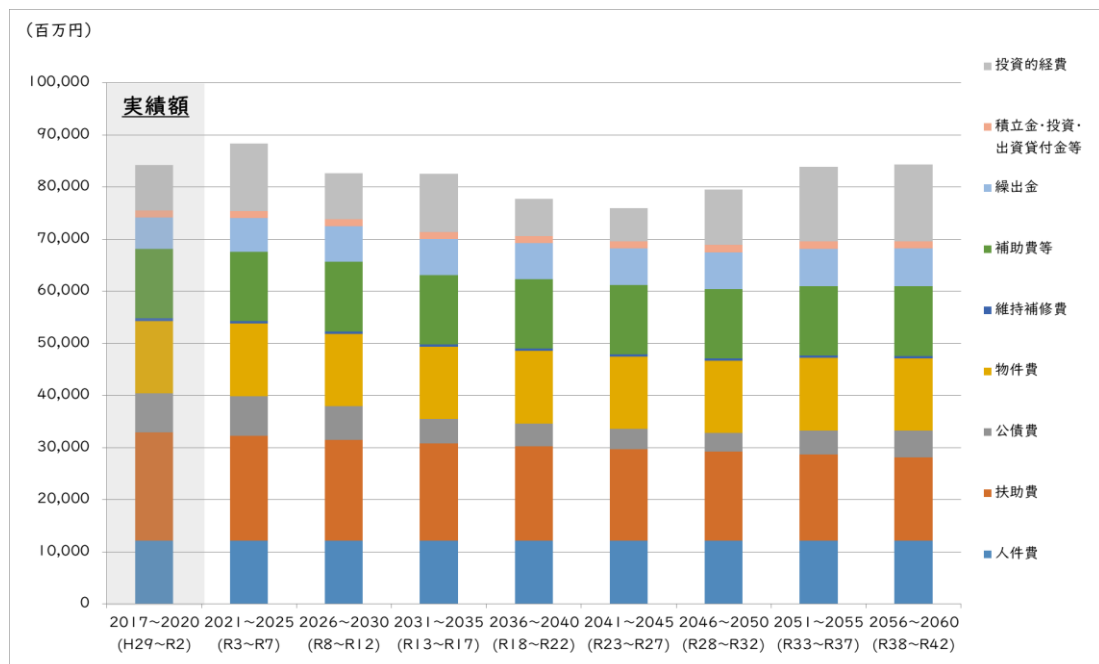
(1) 歳入・歳出の見込み

歳入においては、生産年齢人口の減少による市民税等の税込減に起因し、減少することが予想されます。一方で、歳出においては、懸念されていた扶助費の影響は限定的ではあるものの、令和30年代以降は、公共施設の更新需要により、投資的経費が大幅に増加し、厳しい財政運営となる見込みです。

■ 図表 3-17 歳入の見込み(5年平均)



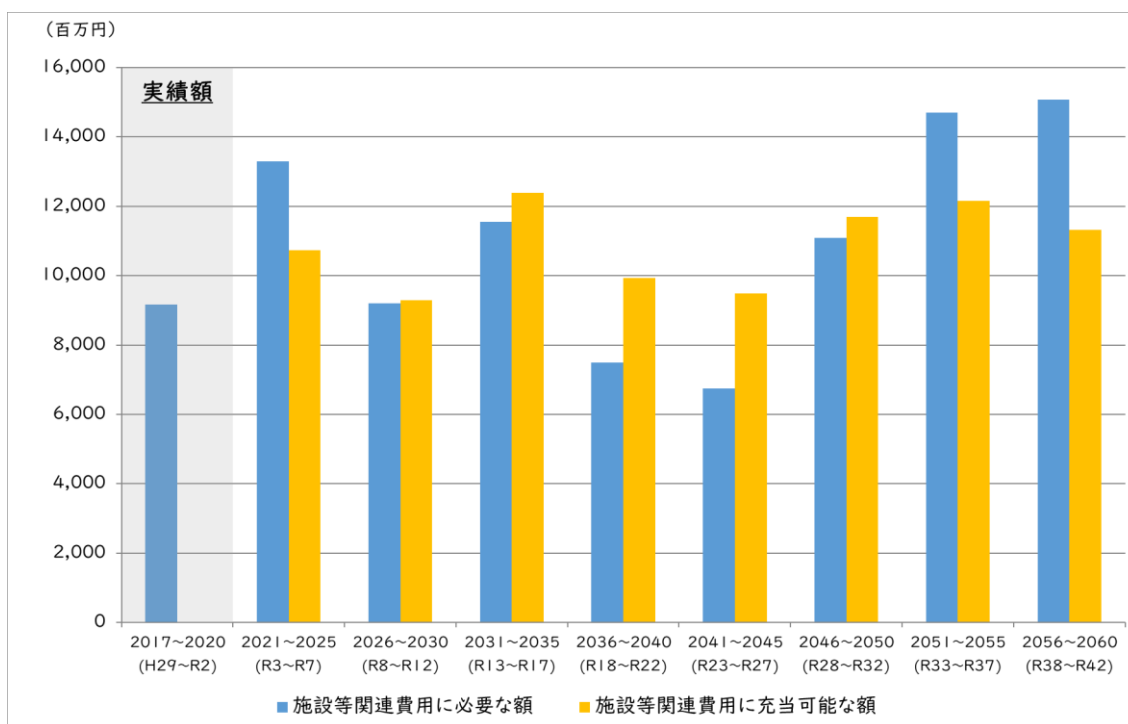
■ 図表 3-18 歳出の見込み(5年平均)



(2) 施設等関連費用に必要な額と充当可能な額の比較

歳入・歳出の見込みから公共施設等に充当可能な金額を算出し、これを必要な額と比較しました。その結果、今後40年間で「施設等関連費用に必要な額」は4,458億円、「施設等関連費用に充当可能な額」は4,350億円となり、約108億円(平均2.7億円/年)不足すると推計されます。

■ 図表 3-19 施設等に必要な額と充当可能な額の比較(5年平均)

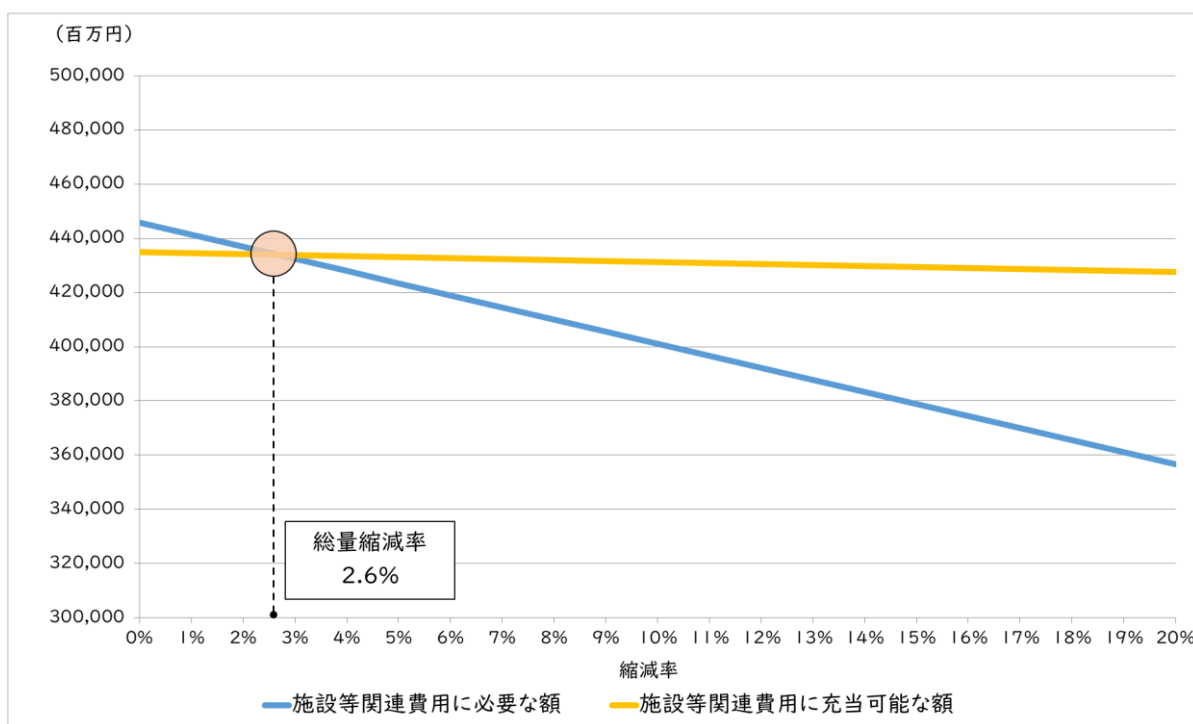


(3) 維持可能な公共施設総量の試算

公共施設等関連費用に必要な額及び使用可能な額の試算結果に基づき、財政の均衡を図るために必要な公共施設総量の縮減率の試算を行いました。図表3-20に示すとおり、公共施設等に必要な額を段階的に減らし、使用可能な額との均衡点を求めた結果、充て可能な財源の見込みで均衡を図るための総量縮減率は2.6%となります。なお、総量縮減により、光熱水費等の維持管理費も段階的に削減されるものとします。

ただし、本試算は、公共施設等に必要な額の削減手段を、総量縮減にのみ求めた場合の試算であり、一つの参考指標であることに留意が必要です。

■図表 3-20 総量縮減率



第4章 計画的な管理に関する基本的な方針

4.1 現状や課題に関する基本認識

第2章及び第3章に整理した本市の人口、財政、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえ、今後公共施設等を計画的に管理するために取り組むべき課題を整理しました。

4.1.1 公共施設等の老朽化に関する課題

本市の公共施設は、令和2年度末時点において延床面積が約86万㎡となっており、そのうち、老朽化の目安とされる30年以上経過した建築物が約半数となっており、安全性・機能性を確保するため、今後は大規模な改修や建替えが必要となります。また、改修・更新時期が集中することにより、費用が突出する時期があり、財源の確保が課題となります。

このような状況を踏まえ、公共施設等の老朽化などの状況を一元的に管理し、改修・更新時期を計画的・戦略的に分散するとともに、長寿命化に向けた予防保全型の維持管理を推進していく必要があります。

4.1.2 人口減少・少子高齢化に関する課題

本市の人口推計では、今後は緩やかに減少していくものの25年後の令和27年度まで20万人規模を維持する見込みです。したがって、早急に公共施設等の数量を大幅に縮減する必要性には迫られていませんが、少子高齢化は進展しており、人口構造の変化を踏まえた公共施設の最適配置を検討する必要があります。

また、長期的に見れば人口減少は避けられないため、公共施設等の整備、再編等に当たっては、人口推計を踏まえた長期的な視点で検討が必要です。

4.1.3 財政状況に関する課題

本市の財政に関する現況に関しては、地方税を中心とする自主財源は歳入全体の約50%となっているほか、健全化判断比率の各指標においても、健全な財政運営が行われている状況です。一方で、将来に目を向けると、公共施設等に要する費用については、施設の更新需要等の高まりにより、充当可能な財源を上回ることが見込まれています。不安定な社会情勢を踏まえると、今後の公共施設等の改修・更新等にかかる財源の確保は一層困難になることから、限られた財源の中で、行政サービスの質を維持するため、効率的な維持管理・運営に向けた取組みを検討していく必要があります。

4.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

4.2.1 公共施設等マネジメントの理念

本市における公共施設等を取り巻く課題に対応するため、今後の公共施設等の管理については、公共施設等マネジメント¹¹⁾の考え方をもとに、施設の長寿命化と総量の抑制による更新費用等の縮減、社会の変化とニーズに対応した施設運営を念頭に置き、「多様化する市民ニーズと安定した財政運営を両立し、満足度の高い市民サービスを実現する」ことを目指します。

今後、多くの公共施設やインフラ施設の更新時期を迎える本市は、将来の人口推計や財政状況からみても、全ての資産を維持することは困難な状況です。したがって、公共施設等の長寿命化や総量抑制を図ることにより、その更新費用等を縮減し、次世代に過度な負担がかからないようにする必要があります。

しかしながら、単に更新費用等を抑制し、市民サービスの質を低下させるわけにはいきません。社会情勢の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応と安定した財政運営を両立させるため、機能の複合化や用途変更による利用効率の向上、指定管理者制度の導入等による民間のノウハウを活用した施設運営など、公共施設等全体の最適化を図り、満足度の高い市民サービスの提供を目指します。

多様化する市民ニーズへの対応と安定した財政運営を両立し、満足度の高い市民サービスを実現する

4.2.2 基本目標

公共施設等マネジメントの理念で示したとおり、多様化する市民ニーズへの対応と安定した財政運営を両立させるためには、施設の長寿命化と総量抑制による更新費用等の縮減が必要であることを踏まえ、以下の基本目標を定めます。

(1) 品質に関する目標

- ◇ 予防保全の考え方に基づく計画的な修繕・改修等の実施により、耐用年数を延伸し、長寿命化を図ります。
- ◇ 改修・更新時には、長寿命化を見据えた耐久性の高い材料や新技術の工法の採用を検討するとともに、社会的要求事項や利用者のニーズを踏まえ、品質の向上に努めます。

¹¹⁾ 地方公共団体が所有する全ての公共施設等を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に管理・運営し、利活用を図る取組み

(2) 総量に関する目標（公共施設）¹²

- ◇ 社会情勢、市民サービスの変化を踏まえ、用途変更や集約化・複合化を進めるなど、総量の適正化に努めます。
- ◇ 計画期間内の縮減目標は、平成26年度比で8.4%とします。

○縮減目標の考え方

$$8.4\% = 2.6\% (\text{総量縮減率}^{13}) + 5.8\% (\text{個別施設計画等による縮減見込み}^{14})$$

上記の試算は、施設総量の縮減のみで収支の均衡を図った場合の目標値です。縮減ありきではなく、財源不足を補うためのあらゆる可能性を検討することが必要です。

(例)

- ・エネルギー効率の高い設備の導入による光熱水費等の削減
- ・包括的施設管理の実施等による事務事業の効率化
- ・同種工事の一括発注など予算の効率的な執行
- ・余剰資産や未利用資産の利活用による事業の効率化、収益性の向上

4.2.3 基本方針

公共施設等マネジメントの理念を踏まえ、本計画の基本方針を公共施設とインフラ施設に大別して整理します。

(1) 公共施設

① 施設利用の効率性向上

事業の見直しや類似する機能を有する施設の複合化など、ソフト・ハードの両面から、市民の利便性、効率性の向上を図ります。

② 施設の適正配置及び総量の適正化

人口動態や市民ニーズの変化を踏まえ、適正な施設配置を検討するとともに、改修・更新時期に合わせ、既存施設の利活用の可能性を十分に検討するなど、施設総量の適正化を図ります。

③ 計画的な保全による長寿命化と品質の向上

計画的な保全による施設の長寿命化対策のほか、改修・更新等の際は、ユニバーサルデザインの導入・脱炭素化の推進等、機能面の改善を図ります。

¹² インフラ施設は、個別施設計画等に基づく長寿命化対策を最優先事項とし、総量縮減目標の設定は行いません。

¹³ 第3章で示した個別施設計画等反映後の収支予測における財政の均衡を図るための縮減率

¹⁴ 個別施設計画等における廃止予定施設を踏まえた総量縮減の見込み。維持管理・更新等の費用の見込みについては、個別施設計画が着実に実行され、縮減が達成されるものとして、試算を行っています。

(2) インフラ施設

① 適切な維持管理の推進

インフラ施設は、安全で快適な市民生活を支える都市基盤であることから、大きな事故に結びつかないように、日常のメンテナンスがとても重要となります。軽微の損傷を早期の段階において修繕し、安全の確保を図ります。

② 施設の長寿命化、維持管理コストの縮減

大規模な更新においては予防保全の観点から計画的に行い、施設の長寿命化と維持管理コストの縮減を図ります。

4.2.4 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況による経年変化から生じる損傷、汚れ、老朽化の進行に伴って本来の機能が低下していきます。法定点検により法令遵守を徹底するとともに、職員による定期点検を実施し、劣化状況の迅速な把握、不具合箇所等の早期発見に努めます。点検等によって得られた劣化状況、故障等の履歴は、記録として残し、改修・更新等に関する検討の基礎資料として活用します。

○公共施設維持管理マニュアルの活用

本市は、公共施設を健全な状態で維持するため、施設管理担当者のスキル向上を目的として、「公共施設維持管理マニュアル」を発行しています。今後も職員を対象とした定期的な研修会を実施するなど、施設管理に関する知識の向上と意識の高揚を図ります。



(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の観点から、法定点検や職員による定期的な点検の結果を踏まえ、不具合や劣化の早期段階にて、修繕を実施し、機能の維持、回復に努めるとともに、点検結果や修繕履歴等を活用することにより、改修等の範囲や優先順位を設定し、計画的な維持管理・修繕を実施します。

また、大規模な改修、更新等を行う際は、施設の利用状況等を踏まえ、長期的な視点をもって実施を判断します。

(3) 安全確保の実施方針

施設利用者に対する安全確保は、最優先事項です。定期点検や災害等による臨時点検実施時に、高い危険性が認められた公共施設等については、早急に利用を停止し、安全性が確保できない場合は、廃止も検討します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56年6月に建築基準法が改正され、構造基準の見直しが行われました。旧耐震基準の特定建築物については、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の義務が課せられています。本市では、「太田市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不足する特定建築物について、令和4年3月末現在耐震化率100%を達成しています。なお、公営住宅については、群馬県の標準設計を利用していることから、耐震性が確認されています。

また、旧耐震基準のうち、耐震性が確認できない建築物については、利用状況等を考慮しつつ、速やかに耐震化、更新、除却等を検討します。

■ 図表 4-1 耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震化の状況

特定建築物の区分	耐震化率		
	平成22年度	平成27年度	令和3年度
学校	50.4%	100%	100%
集会場	75%	100%	100%
体育館 ※	50%	60%	100%
計	76.8%	99%	100%

※体育館には屋内運動場は含まれません。

■ 図表4-2 (参考) 耐震改修促進法の対象となる主な建築物 -抜粋-

用途	所有者の努力義務	耐震診断の義務
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
小、中、特別支援学校等	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ3,000㎡以上
老人福祉センター、 児童厚生施設、 身体障がい者福祉センター等	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
博物館、美術館、図書館		-
事務所		
体育館(一般公共用)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上

(5) 長寿命化の実施方針

従来の建替えを中心とした事後保全型の施設管理から、定期的な点検・診断等によって得られる劣化状況等に基づく計画的な修繕・改修による予防保全型の施設管理に転換し、公共施設等の長寿命化に取り組みます。

図表4-3に本計画における公共施設の構造別の目標使用年数及び対策等の実施時期の基準を示します。ただし、個別施設計画等により将来方針が示されている施設のほか、計画的な管理が困難な小規模な建築物、施設の効率性・財政負担の平準化等の観点から、より効果的な手段が見込まれる場合は、適宜対応を検討するものとします。

今後は、本計画における実施方針を踏まえ、長寿命化計画の策定を進めるとともに、計画に基づく対策等を着実に実行し、公共施設の長寿命化及び財政負担の平準化に努めます。また、既に長寿命化計画が策定されている施設については、引き続き各計画に基づき長寿命化を推進します。

■図表4-3 目標使用年数等の基準

構造	大規模修繕	長寿命化改修	更新
鉄筋鉄骨コンクリート造/ 鉄筋コンクリート造/鉄骨造	15~20年 55~60年	35~40年	70年
木造/コンクリートブロック造	15~20年	35~40年	60年
軽量鉄骨造	15~20年	—	40年

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

年齢、性別、文化、身体状況の違いなどに関わらず、利用する全ての人にやさしく、誰もが使いやすい施設を目指し、公共施設等の改修・更新を行う際には、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に導入します。

(7) 脱炭素化の推進方針

本市は「2050年脱炭素社会の実現に向けて」を表明し、幅広い分野で総合的な取り組みを展開しています。

公共施設においては、「群馬県地球温暖化対策指針」や「太田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を踏まえ、施設の改修・更新等の際には、創エネ・蓄エネ設備を積極的に取り入れ、ZEB(ゼロ・エネルギー・ビル)化を推進します。

「建築物の耐久計画に関する考え方(社)日本建築学会」において、建築物の構造種別や用途に応じて、次のとおり等級を定め、目標とする耐用年数の範囲を設定しています。

本計画においては、当該指標を参考としつつ、財政負担や設備・機能の陳腐化への対応、予算の平準化により実施時期が前後すること等を考慮し、上限値から余裕をもって設定するものとします。

◆目標耐用年数の給の区分の例

級	目標耐用年数		
	代表値	範囲	下限値
Y ₀ 150	150年	120~200年	120年
Y ₀ 100	100年	80~120年	80年
Y ₀ 60	60年	50~80年	50年
Y ₀ 40	40年	30~50年	30年
Y ₀ 25	25年	20~30年	20年
Y ₀ 15	15年	12~20年	12年
Y ₀ 10	10年	8~12年	8年
Y ₀ 6	6年	5~8年	5年
Y ₀ 3	3年	2~5年	2年

◆建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	構造種別						
	鉄筋コンクリート造鉄骨・鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質	普通品質	重量鉄骨		軽量鉄骨		
		高品質	普通品質				
学校 官庁	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 60 以上
住宅 事務所 病院	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上
店舗 旅館 ホテル	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 100 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 60 以上	Y ₀ 40 以上
工場	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 40 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上	Y ₀ 25 以上

(8) 広域連携の推進方針

本市では、ごみ処理施設について、近隣自治体と構成する一部事務組合において、施設整備、管理運営を行うなど、広域連携による効率的な施設運営を推進しています。また、斎場についても、当該組合において、広域連携を図る予定です。

その他施設についても、国や県、近隣自治体の公共施設等の配置状況等を把握し、必要に応じて広域的な連携について検討します。

(9) PPP¹⁵／PFI¹⁶の活用方針

公共施設等の建設・維持管理・運営等に関し、官民が連携して行い、行政の効率化等を図るため、「太田市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」を策定し、施設整備や市民サービスの質の向上、事務の効率化等、多角的な視点をもって、活用を検討します。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する方針

公共施設等の用途廃止に伴い、当面利用する見込みの無い資産（土地・建物等）については、全庁的に利活用方針を検討したうえで、利活用が見込めないものについては、貸付や売却など最も効率的な方法により、財源の確保に努めます。

¹⁵ PPP (Public Private Partnership) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図る取組み

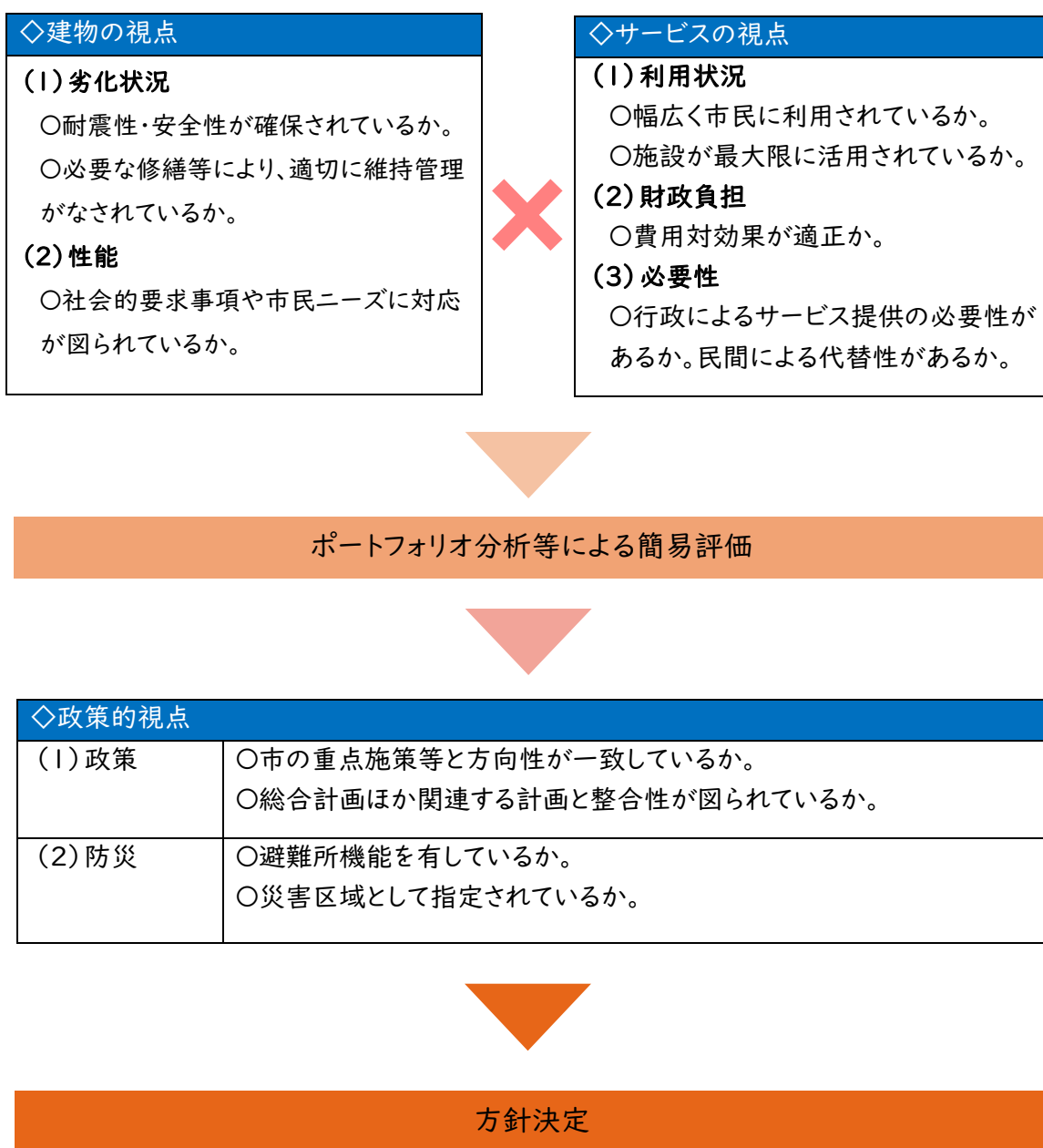
¹⁶ PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、PPPの代表的手法の一つ。

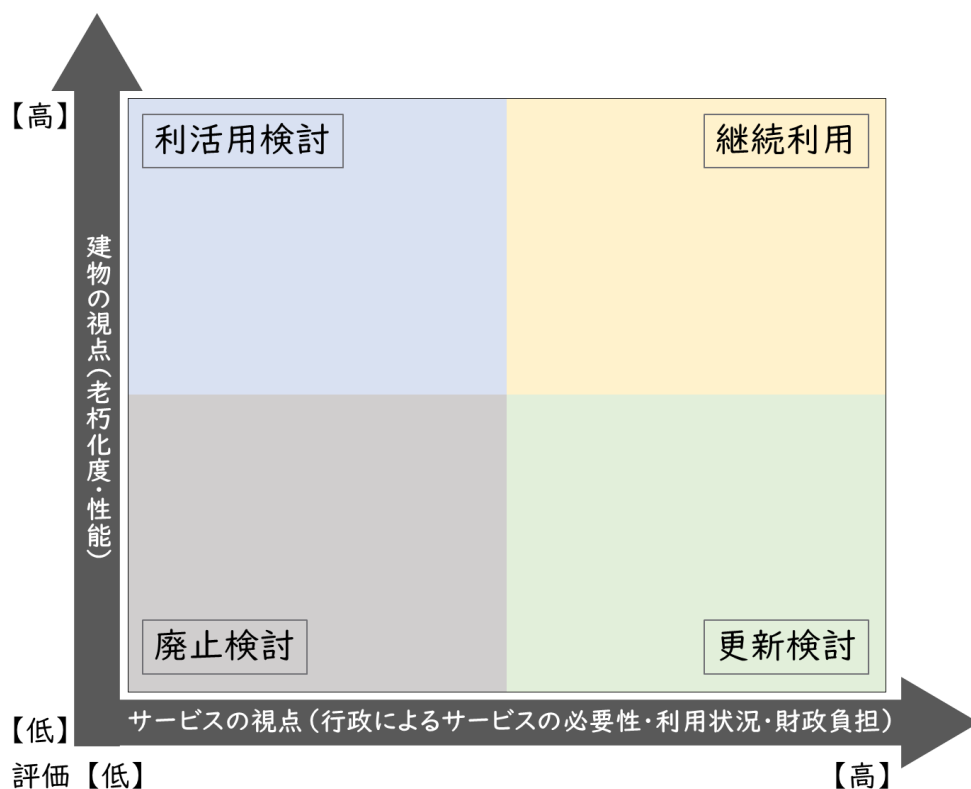
(11) 統合や廃止の推進方針

公共施設の存廃を含めた今後のあり方については、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランなど、市全体の長期的なまちづくりに関係する各種計画との整合性を図りつつ、建物やサービスの状況等を客観的な視点で評価し、市民にとって最適な施設のあり方について、継続的に見直しを図るものとします。

また、市民への影響が大きい事案については、市民や議会への情報提供と意見公募等を実施するなど、市民の声をできる限り反映させるものとします。

【方針決定のイメージ】





評価区分	視点	今後の方針
継続利用	建物	予防保全型管理手法により、長寿命化対策に取り組みます。
	サービス	現状維持を基本としつつ、引き続きより良いサービスのあり方について検討します。
更新検討	建物	他施設の集約等を検討し、規模適正化を図りながら更新を行います。
	サービス	官民連携による一体的な施設整備、サービス提供の手法を検討します。
利活用検討	建物	予防保全型管理手法により、長寿命化対策に取り組みます。
	サービス	施設の効率性を高めるため、用途変更や他施設の複合化のほか、民営化や指定管理等の導入を検討します。
廃止検討	建物	現状の利用状況等を踏まえつつ、廃止時期を検討します。跡地・跡施設については、貸付や売却等を含め、最も効率的な運用方法を検討します。
	サービス	

¹⁷ ポートフォリオ分析：製品やサービスにおける改善項目などを二次元のグラフを用いて抽出する手法

4.2.5 過去に行った対策の実績

計画策定後の平成28年度から令和3年度までの主な対策の実績は以下のとおりです。

■図表4-4 用途廃止

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
平成29年度	新田第一保育園	民営化(建物譲渡)	▲ 1,223 m ²	—
	藪塚本町幼稚園	民営化	—	—
令和元年度	東毛林間学校	建物解体予定	▲ 1,570 m ²	—
令和3年度	尾島第2体育館	建物解体済	▲ 1,368 m ²	—
	藪塚本町歴史民俗資料館	建物解体予定	▲ 358 m ²	—
	スーパーエコハウス	建物解体後、土地を売却	▲ 330 m ²	—
	学校教育センター	建物解体予定	▲ 2,633 m ²	—
	生品幼稚園	民営化	—	—
	綿打幼稚園	民営化	—	—

■図表4-5 集約化・複合化

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
平成28年度	太田市役所南庁舎	旧福祉会館を南庁舎として整備し、国際交流センターを集約	▲ 1,166 m ²	○
令和2年度	尾島体育館	尾島第2体育館を廃止し、集約のうえ建替え	▲ 1,300 m ²	○
令和3年度	北の杜学園	太田東小学校、葦川西小学校、北中学校を統合し、義務教育学校を新設	▲ 4,935 m ²	—



■ 図表4-6 廃止施設の有効活用

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
平成30年度	旧勤労青少年ホーム	学校教育センターとして転用し、体育館を解体	▲ 759 m ²	—
令和3年度	旧太田東小学校	学校法人に校舎を有償貸付	—	—

■ 図表4-7 改修・更新等

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
平成28年度 ～	本庁舎ほか	○屋上防水・外壁改修、空調ほか設備機器更新 ・尾島庁舎 ・消防本部/中央消防署 ・毛里田/鳥之郷/休泊/葦川行政センター ・南ふれあいセンター ・社会教育総合センター ・産業支援センター ・総合健康センター ほか	—	○
	運動公園	○建替え(耐震化未実施の建築物) ・野球場/陸上競技場 ○設備機器更新 ○トリムコース改修ほか	—	○
	公営住宅	○外壁・屋上防水改修 ・富沢/葦川南ほか市営住宅 ○エレベータ耐震化 ・富沢市営住宅 ○給水管改修 ・宝泉市営住宅	—	○
		○集約促進事業 ・大原/三島市営住宅	▲ 143 m ²	—
	小・中学校	○質的整備(エアコン設置、トイレ改修) ○外壁・屋上防水改修 ○設備機器更新 ○屋内運動場床改修 ○給食室改築	—	○

■ 図表4-8 広域連携

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
令和3年度	清掃センター	施設を建替え、近隣三町と構成する広域清掃組合において運営	▲ 9,036 m ²	○

※総量縮減は、解体後の見込み

■ 図表4-9 PPP/PFIの活用

実施年度	施設名称	実施内容	対策効果	
			総量縮減	品質向上
平成30年度	藪塚しゅらん地域活動支援センター	指定管理者制度の導入	—	—
令和2年度	尾島ぴっころ地域包括支援センター	指定管理者制度の導入	—	—

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

5.1 公共施設の管理に関する基本的な方針

5.1.1 学校教育系施設

平成31年4月に「太田市立小・中学校施設等の長寿命化計画」を策定し、一律的な建替えによる更新ではなく、学校施設の長寿命化を図るため、適切な維持・保全等の施設整備を進めています。引き続き、計画的な修繕・改修等を実施するとともに、学校規模適正化の基本方針を策定、運用し、学校の適正規模維持に努めます。

5.1.2 公営住宅

令和4年3月に改訂した「太田市公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に住宅改修、建替え及び用途廃止を実施しており、引き続き、安全で安心な市営住宅の供給を推進します。

5.1.3 その他公共施設

本市では、平成25年度より学校や公営住宅を除く市民利用施設を中心に「太田市の公共施設の現状」を毎年度作成し、施設のあり方について、検討を行っています。

今後も「統合や廃止の推進方針」等を踏まえ、計画的に統廃合や用途変更等を検討し、持続可能なサービスの提供に向けて、継続的に見直しを図ります。

5.2 インフラ施設の管理に関する基本的な方針

5.2.1 道路

道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を図るため、平成29年3月に「太田市舗装長寿命化修繕計画」を策定し、劣化調査等に基づく、計画的な維持管理を行っています。引き続き、計画的な維持管理を実施し、良好な道路の保全に努めます。

5.2.2 橋りょう

令和2年3月改訂「太田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、市民の生活に不可欠な道路ネットワークを恒久的に提供するとともに、橋梁の劣化・損傷が軽微なうちに補修対策等を計画的に講じることにより、維持管理費用を縮減し、市財政の更なる健全化を図ります。

5.2.3 下水道

公共用水域の水質保全と適切な維持管理による安定的なサービスを提供できるよう、「太田市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、管路施設の延命化、維持管理並びに建築工事費の平準化を図っています。さらに、「太田市下水道経営戦略」に基づき、公共下水道整備区域の見直し及び処理施設の統廃合といった投資の合理化、計画的な改築更新、財源の適正化、維持管理費の抑制を図ります。

「太田市の公共施設の現状」施設個票

参考④

調査番号	I	施設名称	太田市役所	所管課	管財課	調査年度	令和4年度
------	---	------	-------	-----	-----	------	-------

1. 基本情報

大分類	行政系施設	中分類	庁舎等	小分類	庁舎
地区	太田	所在地	浜町2-35	立地適正化計画	都市機能誘導区域
施設形態	併設	併設/複合施設名称	太田市役所南庁舎		
竣工年月日	平成10年3月25日	建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	法定耐用年数	50年
総延床面積	30,535.04㎡	耐震性	○	建物棟数	1棟
来客用駐車場	269台	身障者駐車場	6台	避難所指定	災害対策本部 災害区域

基本的事項

2. 利用環境

段差解消	エレベーター	自動ドア	トイレ	多機能トイレ	オストメイト設備	ユニバーサルシート	ベビーチェア	点字誘導	階段手すり	授乳室	おむつ交換台
出入口	利用居室	車いす対応						ブロック			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

機能性等

3. 運営状況

運営形態	指定管理/貸付期間	職員数 ※庁舎及び消防署は施設管理担当職員数	正規職員	再任用職員	会計年度職員	その他	開館日数	利用者数	職員1人あたりの面積	職員数	延床面積
通常		3人	2人	2人	1人		242日	248,477人	17.60㎡	718人	12,636㎡

運営方法/
利用状況等

4. 財務情報

(千円)

収入	支出	維持管理費	光熱水費	修繕費	委託料	賃借料	その他維持管理費	事業運営費	投資的経費	その他	人件費	指定管理料/包括業務委託料
13,046	341,523	217,689	61,617	9,591	129,964	194	16,322		106,865		16,969	

施設収支 ※投資的経費を除く	利用者1人あたり	市民1人あたり	面積1㎡あたり	取得価格	減価償却費	減価償却累計額
▲221,612千円	▲892円	▲996円	▲7,258円	47.06%	14,891,826千円	326,962千円

コスト/
施設収支等

5. マネジメント方針

将来計画	現状維持	保全計画(作成年度)	平成24年度	改修履歴	(千円)	簡易劣化診断
目標年度		実施状況	実施中	令和2年度	南駐車場舗装補修工事	34,276 屋根・屋上 C
取組方針・課題等		改修予定		令和2年度	排水ポンプ更新工事	16,280 外壁 B
庁舎機能の集約化を見据えた効率的な運用に努めるほか、庁舎保全計画に基づき、計画的に改修を実施していく。		令和4年度	給水設備更新工事	令和2年度	照明設備更新工事	13,717 電気設備 C
		令和4年度	照明設備貸借(以降10年継続)	令和2年度	高圧ケーブル更新工事	25,960 給排水設備 C
		令和5年度	エレベータ(1-3号機)更新工事	令和3年度	12階大規模改修工事	95,997 空調換気設備 C
		令和6年度	エレベータ(非1-2号機)更新工事	令和3年度	上水給水ポンプ更新工事	9,790 消防設備 C

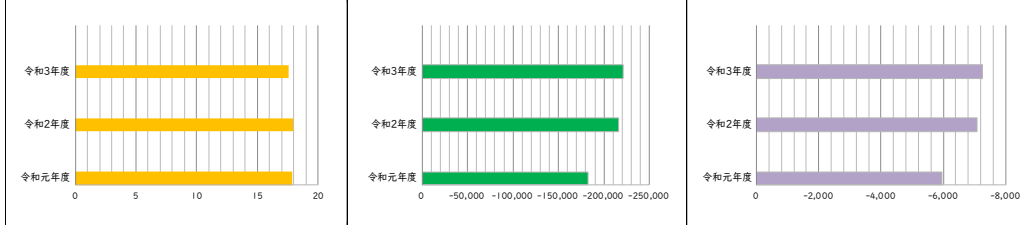
課題・将来方針/
改修予定/
劣化診断等

6. その他

未利用スペース	特記事項
なし	

7. 各指標の推移

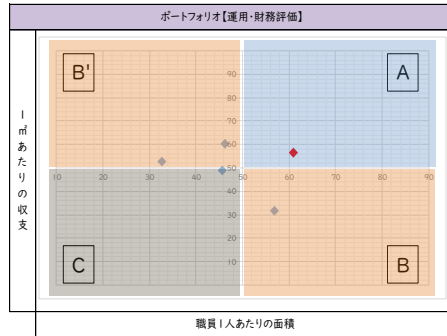
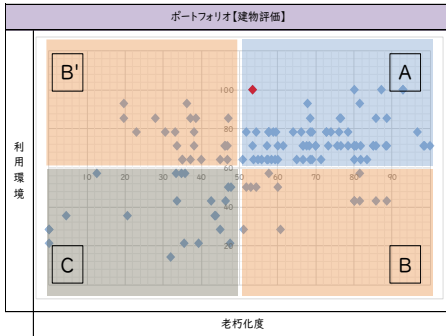
運用状況	職員1人あたりの面積	㎡	施設収支①	総額	千円	施設収支②	1㎡あたりの収支	円
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
17.85	17.95	17.60	▲182,094	▲216,305	▲221,612	▲5,963	▲7,084	▲7,258



利用状況・
コスト等の推移

8. 簡易評価

建物評価	全施設	老朽化度	53	利用環境	100	運用・財務評価	類似施設	職員1人あたりの面積	61	1㎡あたりの収支	57
判定	A	老朽化度・利用環境とも良好である			判定	A	運用・財務面とも良好である				



ポートフォリオ
簡易評価

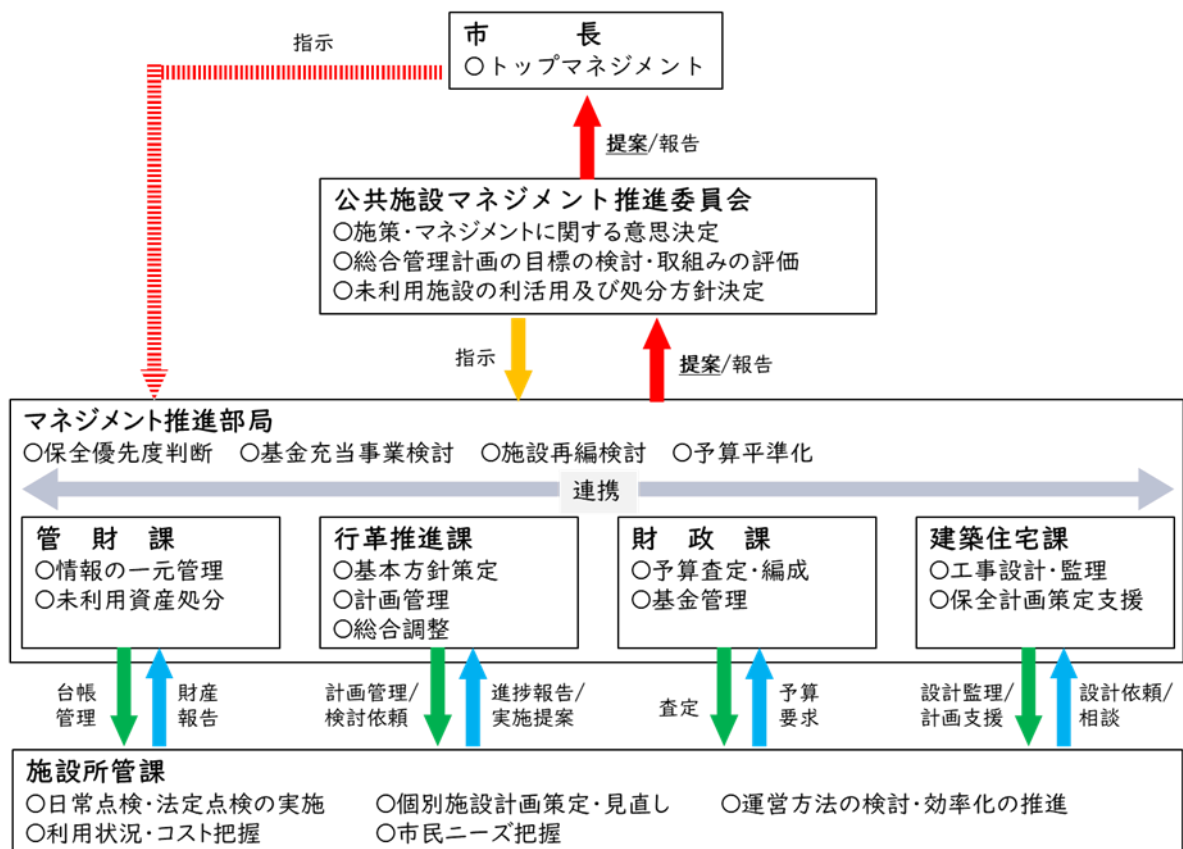
第6章 公共施設等総合管理計画の推進方針

6.1 推進体制の構築

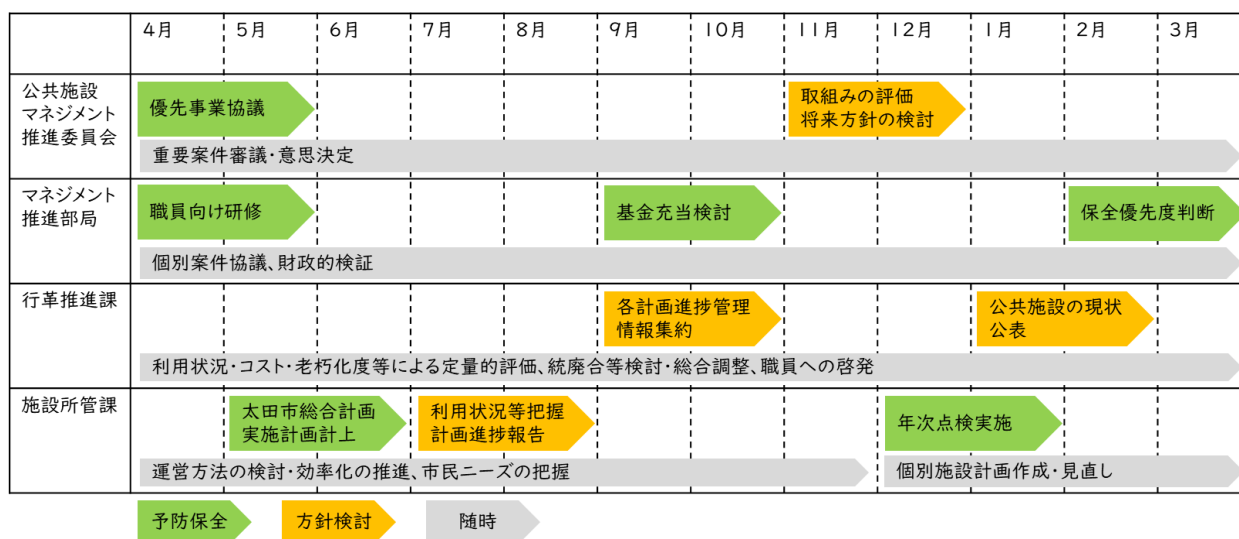
本計画を適切かつ継続的に推進するためには、個々の施設による縦割りの施設運営の考え方を見直し、全庁横断的なマネジメントを行っていく必要があります。職員向けの研修会を実施するなど、庁内に趣旨を周知するとともに、行革推進課を中心とした主要部局による横断的な組織により、継続的に連携を図りながら取り組みの推進を図ります。

また、本市においては、公共施設等の効率的な活用を図るため、令和元年度に各部局の副部長級職員により構成される「公共施設マネジメント推進委員会」を設置しました。本計画の進行管理や見直し、優先事業の決定など、全庁的・総合的な判断が必要な場合は、推進委員会により協議を行います。

■図表6-1 公共施設等マネジメントの庁内推進体制



■ 図表6-2 年間推進スケジュール(例)



6.2 情報管理・共有の方針

6.2.1 庁内

公共施設等マネジメントを計画的・効率的に推進していくためには、施設の利用状況やコスト、工事履歴等の継続的な実態把握に努め、費用対効果や将来的な更新費用などを適切に分析していく必要があります。地方公会計制度の見直しに伴い、固定資産台帳が整備されたことを踏まえ、公共施設全般に関する情報を一元的に管理する仕組みを検討し、情報の共有化を図ります。

また、施設所管課においては、これらの情報を活用して施設の評価を行い、個別施設計画の策定、見直しを図るなど、計画の推進に取り組めます。

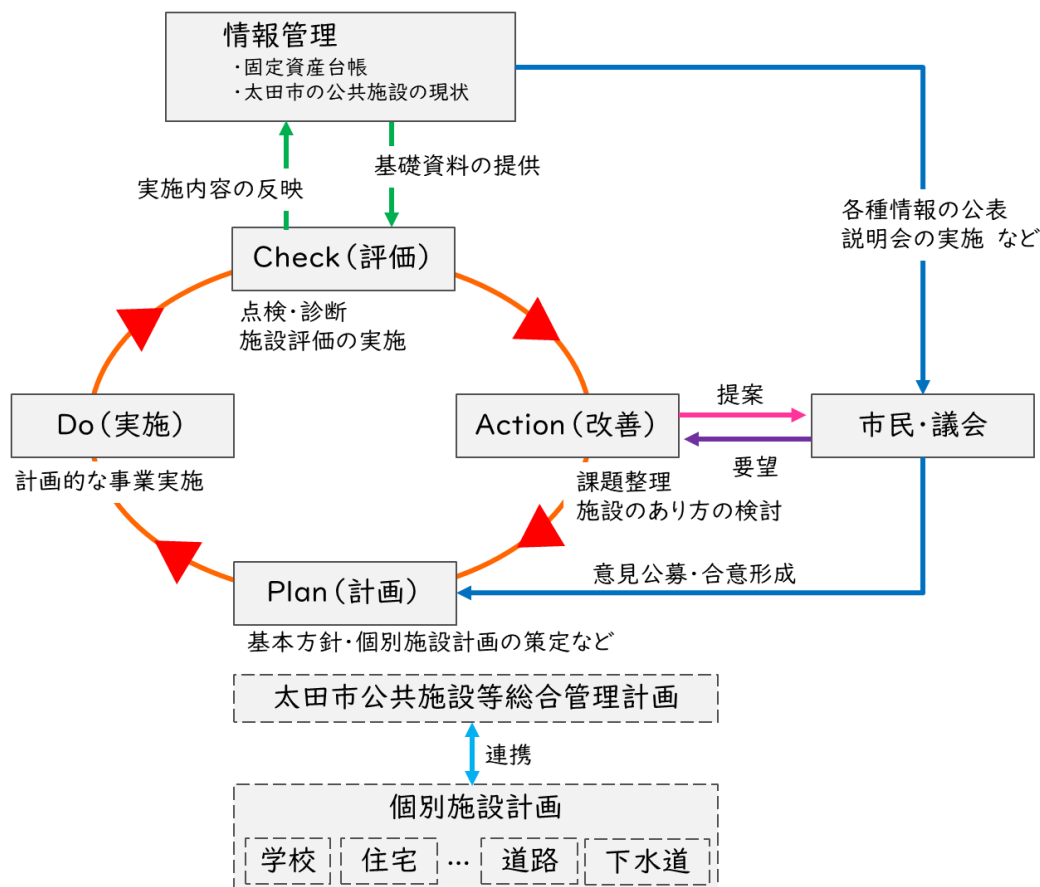
6.2.2 市民及び議会

本市では、公共施設を実際に利用する市民と問題意識を共有し、幅広い議論を進めるため、平成25年度より市民利用施設を中心に「太田市の公共施設の現状」を毎年度作成、公表しています。引き続き、市民・議会との情報共有に努め、未来に引き継ぐ公共施設等について、同じ目線で検討を行うとともに、必要に応じて意見聴取を行うなど、合意形成に努めます。

6.3 フォローアップの実施方針

本計画は、計画期間が長期にわたることから、PDCAサイクルに基づくフォローアップに努め、5年を目処に計画の見直しを図ります。ただし、社会情勢の急激な変化や関連する計画の改訂など、前提となる条件が大きく変わった場合は、必要な見直しを行います。

■図表6-3 PDCAサイクル



6.4 太田市マネジメントシステム

本市では、できるだけ少ないコストで最大の効果をあげるためには、企業経営の手法が市政に応用できるのではないかと考え、平成11年3月に全国の自治体で初めてISO9001(品質)の認証取得に成功しました。その後、ISO14001(環境)、ISO27001(情報セキュリティ)の認証取得を経験し、品質、環境、情報セキュリティの側面から継続的な改善を行う「太田市マネジメントシステム」として、市民満足度の向上を図っています。運用にあたっては「プロセスアプローチ」を採用し、個々の業務プロセス(PDCAサイクル)の有効性の監視を行い、その相互関係を把握して、継続的な改善につなげる活動を行っています。

本計画においても、太田市マネジメントシステムにおける方針管理の一つとして位置づけ、公共施設等に関する個々の事業の成果の検証を行い、継続的な改善活動を行います。

平成28年6月策定

令和5年3月改訂

太田市 企画部 行革推進課

